

令和4年度
養育費の不払い解消等に向けた自治体における
法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する
調査研究報告書

令和5年3月

公益社団法人商事法務研究会

は し が き

法務省より受託した「令和4年度養育費の不払い解消等に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」は、全国の地域・人口規模の異なる自治体に、各自治体の実状に即して、弁護士会のご協力の下に実施したオンライン法律相談など、いくつかの施策を実施していただき、その結果を調査・分析し、まとめたものである。モデル自治体は、東から順に、宮城県利府町、東京都江戸川区、新潟県（新潟市、長岡市、町村部を除く県内18市が対象）、三重県伊賀市、大阪府八尾市、山口県宇部市の6つである。このうち、伊賀市と宇部市には、令和3年度の法務省委託調査「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」から引き続きご参加いただいた。

施策の面でも、本年度は、権利者本人による民事執行手続の遂行を支援する施策等を盛り込み、より調査・分析の範囲を広げている。それに伴い、協力研究者も民事手続法の専門家を増員し、3名体制でご協力をいただいた。

モデル自治体はもとより、弁護士会や司法書士会、家庭裁判所など多くの関係者の方々にも自治体との連携構築等、多大なるご協力をいただいた。日々多忙をきわめるなかでさまざまにお力添えを賜り、関係者の皆様にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げ、本調査が養育費の不払い解消等に向け、一助となることを願ってやまない。

2023年3月

公益社団法人商事法務研究会

目 次

第1 目的および概要	1
1 目的	1
2 本業務の概要	4
(1) 調査研究の進め方	4
(2) 体制	5
第2 試行した施策の概要および前年度調査研究で示された課題等	7
1 試行した施策の概要	7
(1) 部署間連携およびプッシュ型支援	7
(2) 弁護士とのオンライン法律相談	9
(3) 裁判手続の申立書作成等支援	10
(4) 裁判手続の手数料補助や裁判所によるオンライン手続案内等の支援	10
(5) 民間ADRやODRの利活用	11
(6) 親子交流支援団体等の活用	12
(7) 自治体が主体となって実施する取組み（意見交換会）	13
(8) 民事執行手続についての権利者本人による手続遂行への支援	14
2 令和3年度調査研究の概要および示された課題	15
(1) 令和3年度調査研究の概要等	15
(2) 令和3年度調査研究において示された課題	16
第3 各自治体におけるモデル事業の実施（東西順）	19
1 宮城県利府町	19
(1) 利府町の状況	19
(2) 事前に明らかになった課題等	20
(3) 意見交換会	20
(4) 試行した施策およびその成果	21
(5) 小括	22
2 東京都江戸川区	24
(1) 江戸川区の状況	24
(2) 江戸川区の相談体制強化の取組みについて	24
(3) 家庭裁判所との意見交換会	27
(4) 小括	27
3 新潟県	29
(1) 新潟県の状況	29
(2) 事前に明らかになった課題等	30
(3) 意見交換会	30

(4) 試行した施策およびその成果	31
(5) 小括・今後の課題	32
4 三重県伊賀市	34
(1) 伊賀市の状況	34
(2) 事前に明らかになった課題等	35
(3) 意見交換会	35
(4) 試行した施策およびその成果	36
(5) 小括・今後の課題	38
5 大阪府八尾市	40
(1) 八尾市の状況	40
(2) 事前に明らかになった課題等	40
(3) 意見交換会	41
(4) 試行した施策およびその成果	42
(5) 小括	43
6 山口県宇部市	45
(1) 宇部市の状況	45
(2) 事前に明らかになった課題等	46
(3) 意見交換会	46
(4) 試行した施策およびその成果	47
(5) 小括	49
第4 モデル事業の結果の分析	51
1 相談体制の充実強化に向けた取組みとその課題	51
(1) 自治体窓口における支援	51
(2) 支援モデル	54
(3) 課題	57
2 ひとり親家庭の法的支援と関係機関の連携の在り方について	61
(1) 今回の参加自治体と各種施策	61
(2) 今回のモデル事業における具体的成果	61
(3) 今後の課題と展望	65
3 強制執行に関する支援——結果と今後の課題	69
(1) 民事執行手続に関する実施施策	69
(2) 本施策に関する前提事項	69
(3) 本調査研究の実実施策の評価について	72
(4) 今回明らかにできなかった点と今後の課題	73

参考資料

- 資料1 自治体実施施策リスト
- 資料2 養育費等に関するアンケート（利府町）
- 資料3 養育費等に関するアンケート（伊賀市）
- 資料4 モデル事業・利用者アンケート
- 資料5 各自治体広報用チラシ
- 資料6 江戸川区における養育費の取組

協力自治体（東西順）

宮城県利府町
東京都江戸川区
新潟県*
三重県伊賀市
大阪府八尾市
山口県宇部市

*新潟県内での協力自治体（18自治体）：

（上越地域）上越市、妙高市、糸魚川市

（中越地域）加茂市、三条市、見附市、柏崎市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、十日町市

（下越地域）村上市、胎内市、新発田市、阿賀野市、五泉市、燕市

佐渡市

協力研究者（五十音順）

兼 川 真 紀（インテグラル法律事務所弁護士）

棚 村 政 行（早稲田大学法学学術院教授）

安 永 祐 司（広島大学法科大学院准教授）

第1 目的および概要

1 目的

法務省の令和4年度委託事業である「令和4年度養育費の不払い解消等に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究業務」(以下「本調査研究」という)は、地方自治体におけるモデル事業を通じて、養育費の支払確保等のために実効性のある法的支援策および紛争解決支援策の在り方について検討を行うものである。

法務省では、令和3年度にも「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究業務」(以下「令和3年度調査研究」という)を実施しているところ、本調査研究は、令和3年度調査研究において明らかになった成果と課題を踏まえ、養育費の支払確保等に向け、さらなる検討を行うものである(令和3年度調査研究についての詳細は、後記第2の2参照)。

わが国のひとり親世帯に属する子どもの貧困率は、約50パーセントと極めて高い状況にあるところ¹、その背景には、母子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯が約46.7%、養育費の支払を受けている世帯が約28.1%にとどまっているという養育費の不払い問題²があると考えられる。このような養育費不払い問題の解決はわが国における喫緊の課題の一つである。

養育費³は、当事者間の協議によって具体的な金額等を定めるものとされて

¹ 厚生労働省の国民生活基礎調査(2021年)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa21/index.html>

² 厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html

³ 「養育費」の語は、法令上明確な定義のある語ではないが、本調査研究との関係では、原則として民法第766条第1項にいう「子の監護に要する費用の分担」の定めに基づく、監護親から

いるが、協議が調わないときまたは協議をすることができないときは家庭裁判所の審判等によって定めることが必要となる。そして、養育費の取決めをしたものの、任意の支払がない場合には、権利者において、養育費について債務名義を取得したうえで、強制執行の手続を利用して回収することが想定されている。しかしながら、法的知識のない者にとっては、協議をするにあたってそもそも適切な養育費の金額を算定することが容易ではないし、離婚にあたって相手方当事者と連絡を取りたくないと考える者も少なくないと考えられる。当事者のみで解決することができない場合には、調停、審判、強制執行等の裁判手続を利用することとなるが、法律の専門家ではない権利者にとって、申立ては容易ではないし、仕事や子育てで多忙のなか、平日の昼間に何度も裁判所に出頭することも難しいことが多い。

そのため、養育費の支払を確保するためには適切な支援が不可欠であるが、養育費の権利者であるひとり親は、経済的な問題や離婚に伴う精神的なダメージ等によって、自ら法律相談等を行うことが困難であることも少なくない。そこで、このようなひとり親に対しては、離婚届の提出や各種手当の申請等の機会を捉えて、自治体の窓口において積極的な支援を実施することが有用であると考えられる。もっとも、自治体の窓口においては、福祉面での支援に比べ、法的な支援や紛争解決支援は必ずしも十分に行われてきたとはいえないのではないかとの指摘があった。

このような状況を踏まえ、本調査研究では、自治体において、実効性のある法的支援や紛争解決支援の在り方を検討するため、考えられるさまざまな法的支援策および紛争解決支援策について、実際に複数の地方自治体においてモデル事業を実施したうえで、その効果、課題、あい路等を分析し、支援の在り方、

非監護親に対する請求権のことを指すものとして用いている。

問題点等について調査・研究を行った。本調査研究の結果として、実効性があることが確認された施策については、公的支援等を所管する関係府省庁における今後の政策立案にあたって参考にされることが期待される。

なお、養育費の不払い問題を含む、父母の離婚をめぐる子の養育に関する法制度の在り方については、令和3年3月から、法制審議会家族法制部会において検討されており、第20回会議（令和4年11月15日開催）で「家族法制の見直しに関する中間試案」が取りまとめられた後、パブリックコメント（令和4年12月6日～令和5年2月17日）に付された。もっとも、この問題を解決するためには、単に法制度を見直せば足るというものではなく、制度と支援とが一体として機能するようにしなければならない。したがって、本調査研究の結果は、法制度の見直しとの関係においても重要なものであると考えられる。

2 本業務の概要

(1) 調査研究の進め方

本調査研究は、ご協力くださる複数の自治体（以下「モデル自治体」という）でのモデル事業を通じて、効果的な法的支援および紛争解決支援の在り方を検討しようとするものである。モデル自治体の選定については、以下のような観点から行った。すなわち、全国には1718市町村⁴あるが、管内のひとり親世帯の数、弁護士の数、裁判所への距離、役所の人的資源等、養育費確保のための支援に関連する状況は、千差万別である。そうすると、たとえば、裁判所への距離が近く、管内に多数の弁護士がいるというような司法アクセスが良好な自治体でのみモデル事業を実施してしまうと、そこで効果的だとされた施策は良好な司法アクセスを前提条件とするものかもしれず、他の自治体では実効性をもたないということにもなりかねない。また、効果的な法的支援および紛争解決支援の在り方を検討するにあたっては、基礎自治体における取組みだけでなく、広域自治体との連携・協力も必要になると考えられる。

そこで、本調査研究では、受託者のホームページにおいて、本調査研究に参加を希望する自治体を公募したうえで、人口規模や、地域性について偏りがないうようにし、令和3年度調査研究から引き続き協力いただいた2市を含め、計6自治体（うち、1自治体は広域自治体）をモデル自治体として選定した。

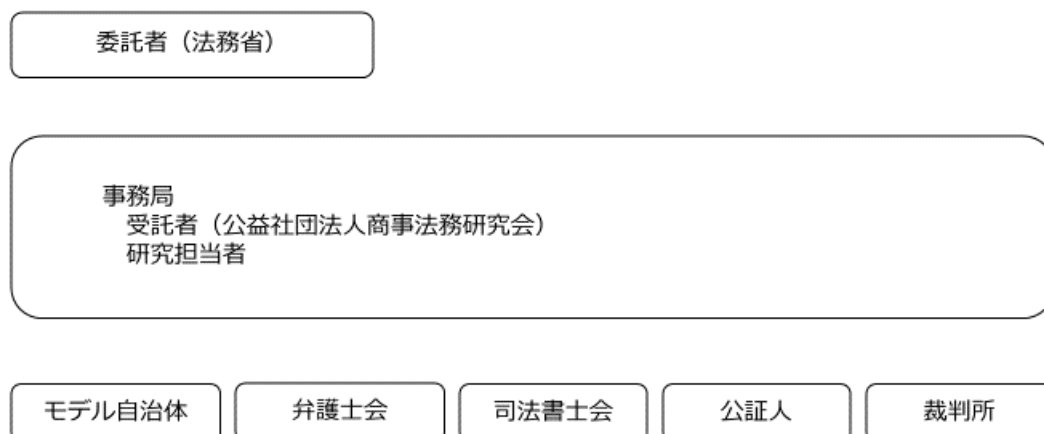
モデル自治体におかれては、コロナ禍が続き非常に繁忙ななか、本調査研究の趣旨をご理解いただき、モデル事業にご尽力いただいたことを、この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

⁴ 本報告書執筆時点。なお、北方領土の6村を含めると、1724市町村となる。

(2) 体制

本調査研究は以下のような体制で行われた。

【図1】本調査研究実施体制



ア 研究担当者

本調査研究においては、令和3年度調査研究における研究担当者であった棚村政行早稲田大学教授、兼川真紀弁護士（東京弁護士会）に加え、民事手続法の研究者である安永祐司広島大学准教授が研究担当者に就任した。研究担当者は、本調査研究の全体の統括をするとともに、各モデル自治体において試行する施策の選定や、施策の具体的な内容の決定、効果の検証等を行った。

イ モデル事業の実施体制

モデル事業は、本調査研究の委託費用の内金を財源として、各モデル自治体が主体となって実施した。

試行を行う具体的な施策については、モデル自治体担当者、受託者および研究担当者の協議によって決定した。

ウ 本調査研究の経過

(令和4年)

5月下旬	受託者との契約締結、研究担当者の決定
5月下旬～	モデル自治体の公募（継続依頼を含む）
6月上旬～	継続自治体にてモデル事業開始 モデル自治体の決定、モデル自治体との モデル事業に向けた協議
7月上旬～	各地での意見交換会等実施
9月上旬～10月中旬	新規自治体にてモデル事業開始
10月中旬	全体意見交換会

(令和5年)

2月	個別座談会・全体座談会の実施
2月末	モデル事業終了

第2 試行した施策の概要および前年度調査研究で示された課題等

本調査研究においては、委託者である法務省からモデルとして示されていた後記1の各施策について、各モデル自治体において、その実情等に照らして試行することができるものを選択し、適宜実態に合わせて修正したうえで試行していただいた。各施策の中には令和3年度調査研究から引き続いて実施するものと本調査研究において新たに実施するものがあるが、この点については後記2で詳述する。

なお、以下の各施策については、役所の人的資源、法律家の給源、近隣の関係機関の有無といった各モデル自治体それぞれの事情に応じて適切な施策を行うことを想定しており、必ずしもすべての施策を実施することを目指すものではない。

1 試行した施策の概要

自治体における法的な支援、紛争解決の支援という観点から、以下の各施策を試行した。

(1) 部署間連携およびプッシュ型支援

平成23年の民法等の改正⁵では、父母の離婚時の親子交流（従前の実務において「面会交流」等と呼ばれていたもの）や養育費についての取決めを促進する観点から、父母が離婚をする場合に定める事項の例として、親子交流や、監護費用の分担（養育費）を明示する見直しが行われた。この改正の趣旨を周知する観点から、翌平成24年4月に、離婚届用紙の様式が改定され、親子交流

⁵ 平成23年民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による改正。

や養育費の取決めの有無をたずねるチェック欄が設けられた⁶。したがって、地方自治体の戸籍窓口では、未成年者の父母が離婚をする場合に、当該父母が養育費の取決めをしているか否かを把握することができ、この情報をひとり親支援の担当部署に引き継ぐことができれば、養育費の取決めに関する支援の端緒とすることができるはずである。

もともと、実際には、戸籍窓口においてはどうしても届出の審査に係る事務が優先されがちであるうえに、離婚時には養育費以外にも情報提供を行うべき事柄が多くあることなどから、戸籍の担当部署からひとり親支援の担当部署に養育費の取決めに係る情報提供がされ、それが支援の端緒とされるといった取組みは一般的ではなかったようである。

このような実態を踏まえ、法務省および厚生労働省が連携して設置した「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」では、令和2年10月に、自治体内における部署間連携のモデルとなる「戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化」を策定したところである⁷。

本調査研究の施策は、上述のモデルも参考としながら、各モデル自治体において、戸籍担当部署とひとり親支援担当部署との部署間連携を図るものであり、具体的には、戸籍担当部署において、離婚届のチェック欄によって養育費の取決めをしていないことを把握した者に関する情報をひとり親支援担当部署に引き継ぎ、同部署から、権利者に対して養育費についてのプッシュ型支援を行うことを内容とするものである。

⁶ 集計の結果については、法務省のウェブサイトにおいて公表されている。養育費の分担および親子交流のいずれについても、「取決めをしている」とするものの割合は、近年60パーセント台中盤で推移している状況である。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00156.html

⁷ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00091.html

もっとも、実際の部署間連携については、両部署の人員等の体制や、窓口間の距離、1日当たりの離婚を届け出る者の数等といった自治体ごとの特性に依存するものであることから、具体的な連携の在り方については、自治体ごとに検討されることが想定されている。

(2) 弁護士とのオンライン法律相談

養育費に関して問題が生じた場合には、取決め段階であれ、取決め後の回収段階であれ、司法手続の利用が想定されることから、まずは弁護士に相談することが望ましい。もっとも、すぐに相談することができる弁護士がいる権利者は必ずしも多くないものと考えられ、そのような場合には、まずは自治体等が提供している無料法律相談が一つの選択肢となり得る。

この点について、現在、多くの自治体において無料法律相談等が実施されているが、月に一、二回程度の定められた日時の実施であることが多いようである。もっとも、子育てや仕事に追われて多忙なひとり親である権利者にとっては、特定の日に法律相談のために役所に出頭するのは難しいこともあると思われる。また、ひとり親は、法律上の問題だけでなく経済的な困難や精神的な問題を抱えている場合があり、弁護士に対する相談に先だって、相談員との間で法的問題を整理し、限られた時間の弁護士による無料法律相談等を有効に活用することが望ましいと考えられる。

そこで、本施策は、IT等を活用することによって、自治体の窓口相談にきたひとり親が、相談員同席のもと、弁護士との間でオンライン法律相談をすることができるようにしようとするものである。

(3) 裁判手続の申立書作成等支援

現行法のもとでは、養育費が任意に支払われない場合には、権利者において債務名義を取得し、それによって強制執行手続を申し立てて回収することとなる。もっとも、法律の専門家ではないひとり親にとって、自ら調停、審判、強制執行等の手続を申し立てるのは容易ではない。他方で、弁護士に依頼をする場合には、相応の費用が生ずるが、少額の養育費の不払いに困っているような事例であれば、当該費用の負担も大きな負担となる。

そこで、本施策は、できる限り、権利者本人が自ら裁判手続の遂行をすることができるようになることを目指し、最初の障壁であると考えられる裁判手続の申立書の作成場面に照準を当てて、支援を行おうとするものである。具体的には、申立書および事情を説明する書面の作成のみを法律家が代行し、それによって始まった手続については権利者本人に遂行させようとするものである。

なお、申立書等の文書作成代行の限度であれば、弁護士だけではなく司法書士による支援も可能になるものと考えられる。したがって、本施策は、弁護士のいない地域等にも展開し得る施策であると考えられる。

(4) 裁判手続の手数料補助や裁判所によるオンライン手続案内等の支援

養育費に関する家事調停を申し立てる場合には、権利者は、申立書に子ども一人当たり 1200 円の収入印紙を貼付するとともに、各家庭裁判所において定める額の郵券を予納する必要がある。もっとも、少額の養育費すら受け取ることができないひとり親家庭にとっては、これらの負担も軽いものではなく、こういった金銭的負担も調停等の裁判手続を利用することの障壁となっているとの指摘がある。「裁判手続の手数料補助」の施策は、このような手数料等について、金銭面での補助を行うものである。

他方で、仮に金銭面での負担がなかったとしても、法律家でない者にとっては、裁判所は必ずしも身近な場所であるとはいえず、裁判所に行くこと自体に精神的な負担を感じている者が少なくないとの指摘がある。また、裁判所では、窓口において丁寧に手続案内が実施されているものの、たとえば、相手方の現住所がわからないときに「戸籍の附票を取ってきてください」などといわれても、権利者としてはそもそも「戸籍の附票」が何を意味しているかがわからず、それ以上の手続を断念してしまうこともあるとの指摘もある。「裁判所への付添い」の施策は、このような状況を解消するため、裁判手続を利用しようとする権利者に対し、主に精神面・心理面での支援を行うことを目的として、法律家以外の者（自治体の非常勤職員である相談員等）が家庭裁判所まで同行して、権利者の支えとなるとともに、家庭裁判所から準備されるように指示された事項について、整理を行ったり、補足の説明をしたりするというものである。

さらに、裁判所に出向くことなく、ウェブ会議システム等を用いて家庭裁判所の手続案内を受けることができれば、負担感のさらなる軽減につながるものと考えられる。「裁判所によるオンライン手続案内」の施策は、このような点を考慮して、役所に出向いた相談者が、相談員同席のもと、オンラインで調停手続の案内を受けられるようにし、裁判手続の利用促進を図るものである。

(5) 民間ADRやODRの利活用

養育費について当事者間のみで協議をすることができない場合において、一応合意の可能性があるときには、第三者を介しての協議を行うこととなる。このような場合に第一順位の選択肢となるのは、家庭裁判所における家事調停であるが、現状では、家庭裁判所の家事調停の期日は、平日の昼間に指定され、夜間や休日に指定されることはない。また、一部の家庭裁判所では、オンラインによる家事調停も行われているようであるが、まだ全国的に実施されている

状況ではないようである。もっとも、上述のとおり権利者にとって平日の昼間に裁判所に出頭することは必ずしも容易ではないと考えられるし、たとえば、DVの問題がある場合等には、そもそも権利者が裁判所に出頭すること自体に困難が伴うこともある。

これに対し、民間ADR機関のなかには、養育費を含む家事事件に関するADRを提供しているものがあり⁸、そのなかには、夜間や休日にもサービスを提供しているものや、オンラインによるADR（ODR）を提供しているものもある。そうすると、これらの機関のサービスを活用することができれば、家事調停の利用を躊躇する事情のある権利者にとって、非常に利便性が高いものと考えられる。ただし、民間ADRの利用については、家事調停に比べると高額な費用が生ずることから、このような方向で進めるためには、民間ADRの周知広報のみならず、費用の補助も不可欠である。

そこで、本施策は、上述のように家事調停の利用を躊躇する事情のある権利者に対し、自治体において、ADR（ODR）の周知を行うとともに、その手数料の補助を行うことによって、養育費に関する協議を促進しようとするものである。

(6) 親子交流支援団体等の活用

一般的に、安全・安心な親子交流の実現は子どもの健やかな成長のために重要なものであるとされている。しかし、父母が、別居や離婚に至る事情にはさまざまなものがあることから、親子交流の取決めをしたとしても、当事者間のみでは実際に安全・安心な親子交流を行うことが難しいという場合も考えられる。そのような場合には、親子交流に関する支援を行っている団体や個人（以

⁸ 法務省のウェブサイトには、家事事件を取り扱う認証紛争解決事業者一覧が掲載されている。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00144.html

下「親子交流支援団体等」という)を利用し、親子交流の具体的な日時や場所等の連絡調整支援、子どもの受渡しや見守りの支援等を受けることが考えられる。

もっとも、親子交流の支援を必要としている者のなかには、親子交流支援団体等の活動を知らないために支援を受けられなかったり、親子交流支援団体等のことは知っていても、どのような支援を受けられるのかわからず頼めない者がいると考えられる。また、自治体においても、親子交流の支援を検討したいといった場合に、どのような団体等と連携し、どのような支援をすればいいのかわからないという状況も見受けられるところである。

そこで、「親子交流支援団体等の活用」の施策では、自治体において、役所に来庁した相談者に親子交流支援団体等を紹介することにより、親子交流の一助となることを目指したものである。

(7) 自治体が主体となって実施する取組み（意見交換会）

自治体におけるひとり親支援の担当者は法律の専門家ではないことから、法的な支援や法的な情報提供には限界がある。実際にも、養育費の問題を抱えるひとり親が来庁した場合には、担当者としては、無料法律相談や法テラスを紹介するほかないというのが実態だったようである。これに対し、仮に、自治体と地域の弁護士会、裁判所等とが、定期的な情報交換を行ったり、即時に問合せをできたりするのであれば、自治体の担当者も、法的な側面についてより詳細な情報提供を行うことができるようになると考えられるし、たとえば、自ら調停の申立てをすることを視野に入れている当事者について、家庭裁判所の手続案内に引き継げるようになるなど、より充実した支援が可能になるものと考えられる。

もともと、多くの自治体では、これまでに、養育費に関して、地域の弁護士会、司法書士会といった法律家や、家庭裁判所といった法的な紛争解決の役割を担う者らとの交流はほとんどなかったようである。

本施策は、養育費の確保に向けて、自治体をハブとする地域のネットワークを構築し、たとえば、支援の在り方に関する情報交換等を行うことによって、自治体における紛争解決力を強化しようとするものである。

(8) 民事執行手続についての権利者本人による手続遂行への支援

養育費について取決めをしたとしても、相手方が任意に支払わない場合には、債務名義を取得したうえで、裁判所に対して強制執行手続を申し立てることが必要となる場合がある。しかし、法的な知識のない離婚当事者にとって、強制執行手続は複雑でわかりにくく、専門家の援助なしでは申立書の作成自体にも苦勞することが多いと考えられる。また、強制執行の申立てをしたとしても確実に回収ができるとは限らず、費用をかけて申立てをすることをためらう離婚当事者も多いと考えられる。

そこで、本施策は、民事執行手続について申立書作成の補助や申立費用の補助を実施することを通じて、養育費の権利者が強制執行手続をとることについての心理的、経済的負担を一定程度軽減し、その利用を促進しようとするものである。

2 令和3年度調査研究の概要および示された課題

(1) 令和3年度調査研究の概要等

令和3年度調査研究は、千葉県東金市、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、山口県宇部市および熊本県人吉市の5つの基礎自治体をモデル自治体として選定し、養育費の支払確保のための実効性のある法的支援策および紛争解決支援策の在り方や当該支援策の具体的な作動条件について詳細な分析と検討を行ったものである。その調査結果は、法務省のウェブサイト⁹において公表されている。

本調査研究は、令和3年度調査研究で得られた各施策の効果、把握された課題、あい路等を踏まえたうえで、養育費の支払確保だけでなく親子交流（面会交流）支援も含めて、複数の支援策を組み合わせたより効果的な法的支援の在り方、さらなる問題点等について、令和3年度よりも多くの地方自治体と連携したモデル事業を通じて調査・研究を行うものである。また、養育費等の取決め後の権利実現、特に民事執行手続について、申立書作成や申立手数料の補助等によって権利者本人による裁判手続の遂行を支援するとともに、事後的に、手続遂行に対するあい路等の情報を収集・分析する調査・研究もあわせて行うものである。

本調査研究では、令和3年度調査研究と比べ、対象自治体の数を6つに拡大しているところ、令和3年度調査研究に参加いただいた自治体のうち、三重県伊賀市および山口県宇部市は引き続き本調査研究に参加いただいております、令和3年度調査研究において明らかとなった課題について継続的な分析を行うことも可能となっている。

また、令和3年度調査研究の対象自治体は、いずれも基礎自治体であったが、本調査研究においては新潟県にも参加をいただいております、都道府県レベルでの

⁹ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00297.html

支援の在り方についても、調査分析の対象としている。新潟県においては、県レベルでの取組みのほか、18の市（上越市、妙高市、糸魚川市、加茂市、三条市、見附市、柏崎市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、村上市、胎内市、新発田市、阿賀野市、五泉市、燕市および佐渡市）を通じた窓口支援を実施している。そのため、本調査研究は、令和3年度調査研究と比べて、実質的には対象自治体を大幅に拡大しているといえる。

令和3年度調査研究において実施された施策は、前記1の各施策のうち、①部署間連携およびプッシュ型支援（前記1(1)）、②弁護士とのオンライン法律相談（前記1(2)）、③裁判手続の申立書作成等支援（前記1(3)）、④裁判手続の手数料補助や裁判所によるオンライン手続案内等の支援（前記1(4)）、⑤民間ADRやODRの利活用（前記1(5)。ただし、令和3年度はODRを含まず）、⑥意見交換会の実施（1(7)）であった。

これに対し、⑦親子交流支援団体等の活用（前記1(6)）および⑧民事執行手続についての権利者本人による手続遂行への支援（前記1(8)）は、本調査研究において新たに実施することとした施策である。また、⑤民間ADRやODRの利活用に関しては、ADR実施の前段階として当事者間の任意交渉等の場を提供する「プレADR」の活用についても、施策に含めることとしている。

(2) 令和3年度調査研究において示された課題

令和3年度調査研究においては、各施策の実施によって、実際の養育費の回収につながった例が報告されたほか、基礎自治体と弁護士会や公証役場等の関係機関との連携が強化された等の効果もあった。そして、各施策の実施を通じて以下に述べるような成果および課題が明らかとなった。

第1に、ひとり親の生活状況や支援のニーズ等の実情把握が必要である。令和3年度調査研究においては、限られた期間内においてアンケート調査を実施

し、養育費不払いの現状やその複雑な背景・要因についても明らかとなった。他方で、基礎自治体だけでなく国の関係機関や広域自治体においても、それぞれのレベルで実情把握に努め、養育費をめぐる支援策を講じることが必要であることが指摘されている。

第2に、比較的小規模の自治体では組織内部での関係部署の連携がスムーズに行われていることが明らかになったが、中規模自治体および大規模自治体の組織内での部署連携の在り方、具体的には児童扶養手当や生活保護等の福祉的な行政の関与と、離婚届等の戸籍に関する市民サービスとの連携の在り方について引き続き検討が必要であるとされた。

第3に、モデル事業の実施によって、これまでに関わりの少なかった関係機関相互のネットワークや緊密な連携が構築されたが、これを持続させるためには、人的な関係だけでなく、予算や財政的な裏付けを伴う連携やネットワークの制度化が不可欠であることが指摘されている。

第4に、養育費の不払いについては、多種多様なケースが存在しているところ、そのようなケースごとのスクリーニングを誰がどのように行うべきか、また、自治体における既存の法律相談等の支援との棲み分けや整備等が必要であるとの指摘がされている。

第5に、モデル事業の実施によって、支援を積極的に求めて自治体に相談に訪れた市民にとっては、支援の選択肢が広がったと評価する声がきわめて大きかった。他方、精神的理由や社会的要因等により支援を積極的に求めることができない当事者に対する働きかけを誰がどのようにすべきかについて検討が必要であるとされた。

第6に、各施策の実施と併せて、広報や周知のための努力や働きかけを行うことも重要であるとされた。

本調査研究の目的は、あくまで養育費の支払確保および親子交流支援のための実効性のある法的支援策および紛争解決支援策の在り方について検討を行うことにあり、令和3年度調査研究で指摘された上記のような課題を直ちに解決することを目的とするものではない。また、令和3年度調査研究において示された課題は、上記のとおり法制度の整備、自治体内部の組織体制の構築、予算的な裏付けを必要とする支援の制度化等を含むものであって、本調査研究において直ちに解消可能なものではない。しかしながら、実効性のある法的支援策および紛争解決支援策を調査、分析するにあたっては、令和3年度調査研究で明らかとなった各施策の効果、把握された課題、あい路等を十分に踏まえて行う必要があると考えられる。

このような観点から、本調査研究においては、前述のとおり、対象自治体の数を拡大するとともに、基礎自治体だけでなく広域自治体にも参加していただくこととし、より多角的な分析をすることが可能となっている。

また、令和3年度調査研究における各施策は、令和3年11月から令和4年2月までという比較的短期間に実施されたものであったため、施策によっては十分な利用実績を得られないものもあった。これに対し、本調査研究においては、最も早い自治体で令和4年6月（遅くとも同年10月）から令和5年2月まで各施策を実施しているほか、前年度から引き続き参加いただいている自治体もあるため、より継続的な施策の効果検証を行うことができるといえる。

さらに、本調査研究においては、前記のとおり、養育費等の取決め後の権利実現、特に民事執行手続に係る権利者本人に対する支援の在り方（前記1(8))を新たに検討対象としている。

第3 各自治体におけるモデル事業の実施（東西順）

1 宮城県利府町

(1) 利府町の状況

利府町は、宮城県のほぼ中央部に位置し、政令指定都市仙台市の中心部まで約30分の通勤、通学圏にある。利府町の人口は平成27年度までは新興住宅団地を中心に増加傾向が続いていたが、平成28年度以降は同水準で推移しており¹⁰、令和4年12月末現在で、約3万6千人（男女比は約半数、世帯数は約1万4千世帯）¹¹となっている。

利府町が児童扶養手当受給者を対象に実施した「養育費等に関するアンケート」（有効回答数29名。令和4年7月）によれば、養育費について「取決めをしている」と回答したのは22名（75.9%）、「現在も受け取っている」と回答したのは12名（41.4%）であった。

また、同アンケートによれば、親子交流について「取決めをしている」と回答したのは9名（31.0%）、親子交流を「現在も行っている」と回答したのは1名（3.4%）であった。

ただし、同アンケートについては回答率が11.0%にとどまっていることに留意する必要がある（児童扶養手当受給者264名にアンケートを配付したのに対し、有効回答数は29名）。

利府町においては、子どもや子育てに関する相談を子ども家庭センターにおいて受け付けているが、相談員として専従する職員の配置はなく、保育士、保

¹⁰ <https://www.town.rifu.miyagi.jp/gyosei/chosei/rifuchonoshokai/2602.html>（利府町ホームページ）

¹¹ <https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/42/jinkou202212.pdf>（利府町ホームページ）

健師、社会福祉士（非常勤）の資格を有する職員らが、他の職務と兼務しながら相談事業を実施している。なお、利府町には、福祉事務所は設置されておらず、母子・父子自立支援員は配置されていない。

(2) 事前に明らかになった課題等

利府町では、従前から、離婚届の用紙を取りにきた住民に対し、未成年の子どもの有無等を確認したうえで、法務省の作成したパンフレットである「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」¹²を配布しているほか、離婚届を受理する際には、子どもの有無等を確認し、子どもがいる当事者については子ども支援課の給付係に案内し、児童手当や児童扶養手当の手続を行うとともに、宮城県の作成しているひとり親支援のガイドブック等を活用して、支援事業について説明を行っている。

このように、利府町においては、従前から戸籍窓口とひとり親支援窓口との部署間連携により、離婚時の養育費、親子交流等の取決めを促したり、支援事業を案内したりする取組みが行われてきた。他方で、前記のとおり、利府町の子育て関係相談窓口である子ども家庭センターにはひとり親専門の相談員は配置されておらず、本モデル事業の実施以前、養育費に関する相談件数はほとんどなかった。そのため、養育費に関する相談需要の把握やその掘り起こしに課題があった。

(3) 意見交換会

本事業の実施に当たり、人的ネットワークの構築、利府町における養育費をめぐる現状や課題の共有等を目的として、多くの関係機関（利府町、弁護士会、司法書士会、家庭裁判所等）が参加した意見交換会が実施された。

¹² https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

意見交換会では、本モデル事業においてどのような離婚当事者を対象として支援を実施するかについて関係機関との間で活発な議論がなされた。その結果として、本モデル事業は、自ら積極的に相談に訪れる当事者のみならず、経済的な問題を抱えつつも養育費に対する知識の不足等によりその原因について自ら把握することができないような当事者や、法的措置をとることへのハードルの高さから養育費の回収を諦めてしまっているような当事者に対して、積極的に働きかけていくことが必要であるということが確認された。そのうえで、利府町からは、本モデル事業において、広報誌への掲載だけでなくウェブサイトや SNS を利用するなど周知・広報活動の工夫についても力を入れる方針であることが示された。

(4) 試行した施策およびその成果

利府町では、弁護士によるオンライン法律相談、養育費に係る公正証書作成費用の補助、家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助、強制執行申立書作成費用および申立費用の補助の施策を実施した。

前記のとおり、従前、利府町では子育て相談において養育費に関する相談がほとんどなかったが、本モデル事業の実施により、養育費等に関する問合せが寄せられ、弁護士によるオンライン法律相談に結びついたケースが3件あった。とりわけ、利府町では、利用者の希望する行政情報をメールや SNS で配信するサービスを提供しているところ、同サービスに登録している住民に本モデル事業に関する配信を行った結果、問合せが比較的多く寄せられた。このような広報活動の工夫の結果、利府町においても、養育費について潜在的な需要があることが明らかとなった。

また、本モデル事業の実施以前には、利府町では弁護士会との接点がほとん

どなかったところ、利府町の担当者からは、オンライン法律相談の実施を通じて弁護士会との関係が構築でき、これまでよりも身近な存在になったとの声があった。

強制執行申立書作成費用および申立費用の補助については、問合せが2件あり、うち1件は養育費に関するオンライン法律相談から弁護士への委任に至り、結果として費用補助の申請につながった。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
オンライン法律相談		1	1			1	3
裁判手続きのための申立書作成など、司法書士等の専門家を活用した支援							0
裁判手続きの手数料補助							0
強制執行(申立手数料補助等)						1	1
合計	0	1	1	0	0	2	4

(5) 小括

利府町では、前記のとおり、従前から戸籍を扱う部署とひとり親支援の部署との間の部署間連携は有効に機能していたといえる。その一方で、相談窓口において専従の相談員を確保することが困難であり、そのような限られた人的資源のなかで潜在的なニーズをどのようにして掘り起こしていくかが引き続き課題となる。

利府町においては、本モデル事業の実施によって養育費についても一定の相談需要があることが明らかになった。潜在的な需要の掘り起こしとして、利府町が実施している行政情報配信サービスは、いったんサービスに登録してしまえば積極的に情報収集をしなくとも、必要な情報が利用者の手元に届くもので

あって、養育費や親子交流に関する情報提供の取組みとして非常に参考になるものであると考えられる。

しかしながら、利府町のような福祉事務所のない小規模の自治体で実施できる施策には限界があり、より広域の単位で支援体制を構築することを望む声が強かった。離婚や子育てに伴って生じる問題は幅広いものであり、小規模の自治体において情報提供、相談、支援等のすべてについて充実した制度を整えることはそもそも困難であると考えられる。このような自治体に対し、国や広域自治体がどのようにサポートし、基礎自治体の取組みを補完していくことができるかは今後の課題であるといえよう。

2 東京都江戸川区

(1) 江戸川区の状況

江戸川区は東京都の区部の東端に位置する特別区である。江戸川区の人口は、令和4年4月1日現在で、約68万9千人（23区中5番目。うち男性が約34万7千人、女性が約34万2千人。世帯数は約34万7千世帯）¹³となっている。全世帯中、18歳未満の児童がいる世帯は約6万2400世帯、ひとり親世帯は約8300世帯、児童扶養手当受給世帯は約4700世帯である。

令和4年度の児童扶養手当の現況届によれば、江戸川区において、養育費を受け取っている世帯は1140世帯で、全体の約19%である。

(2) 江戸川区の相談体制強化の取組みについて

江戸川区は、本モデル事業の実施以前から、養育費、親子交流等に関する相談体制の強化のための先端的な取組みを実施しており、本モデル事業においては、そのような取組みを各自治体に紹介し、担当者間で意見交換をする目的で、自治体間の意見交換会および家庭裁判所との意見交換会のみでの参加となった。

以下では、江戸川区の相談体制強化の取組みについて紹介する。

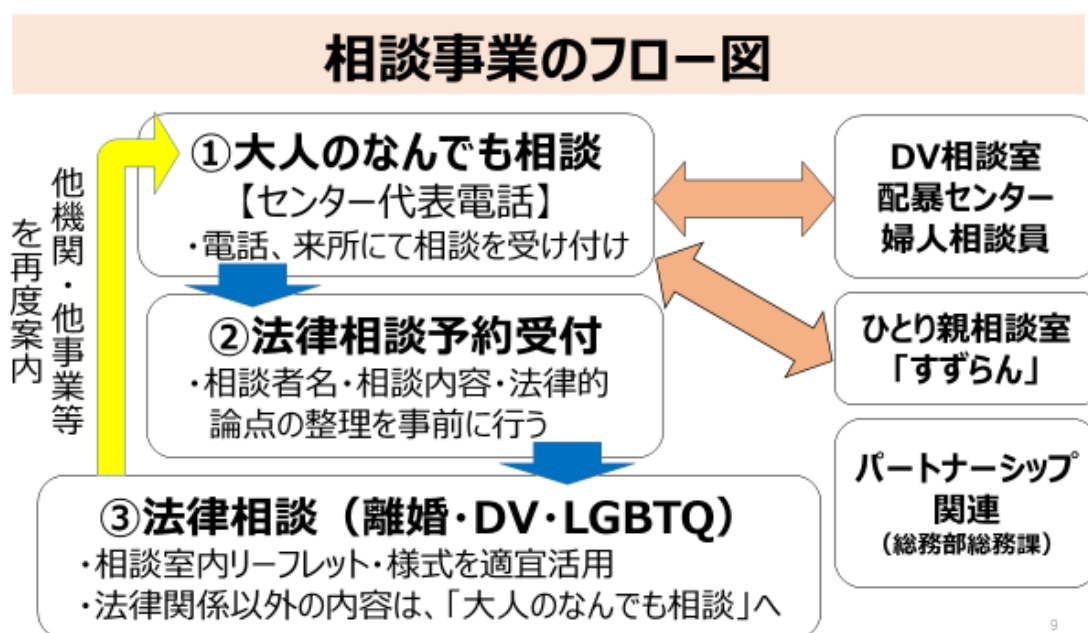
江戸川区は、令和2年度以前、子ども家庭支援センターにおいて離婚相談やひとり親家庭の子どもの進学資金等の相談を受け付けていた。また、そのほかにひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、子育てや生活に関する内容から就業紹介まで専門の相談員がワンストップで相談に応じるひとり親相談室「すずらん」や、DV相談等を受け付ける女性センターが設置されていた。しかしながら、離婚相談に訪れた者のなかには、就労に関する困難を抱えていたり、DV被害を訴えたりする者も多く存在し、各窓口の相談内容が相互に関連していることが明らかとなってきた。そこで、令和2年度の人権・男女共同参

¹³ <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/gaiyo/tokei/jinko/jinko2022.html>（江戸川区ホームページ）

画推進センターの開設を機に、相談内容や困りごとを聞き取りながら整理し、相談内容に応じて適切な窓口を紹介する「大人のなんでも相談」を設置し相談体制を整備した。

現在の江戸川区における相談事業のフローは〔図2〕のとおりである。

【図2】相談事業フロー図



電話または来所により相談があった場合にはまず「大人のなんでも相談」で受け付けている。さまざまな相談が寄せられるなかで、インテークにより法律相談が必要であると判断された場合には、弁護士による法律相談の予約受付をすることとなる。その際、限られた相談時間を有効に利用できるよう、相談員が、聞きとった相談内容や法律上の争点等を整理して、事前に担当弁護士に伝えることとしている。受付段階においてDV被害の申告があった場合や、本人の認識がなくともDV被害が疑われるような事案については、法律相談に先立って直ちにDV相談室に引き継ぐなど連携を図っている。また、法律相談のなかで、法律以外の内容の相談が出た場合には、再度「大人のなんでも相談」の

受付に引継ぎ、他機関や他事業を案内することとしている。

令和 2 年度までは法律相談を月 1 回、第三土曜日に実施していたが、令和 3 年度からは相談体制を拡充し、平日の法律相談を週 3 回追加で開始した。また、週 1 回、平日夜間の相談も開始した。これにより、令和 2 年度は 45 件であった相談件数は、令和 3 年度には 289 件に増加した。

人員体制についてみると、「大人のなんでも相談」には、公認心理師、認定心理士などの資格を持つ専門員が 2 名（延べ週 6 日）、母子・父子自立支援員を兼任する正規職員 6 名が配置されている。また、ひとり親相談室「すずらん」にはキャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が 3 名配置されている。なお、令和 3 年度の「大人のなんでも相談」の相談件数は 2246 件であり、そのうち最も多いのが「夫婦関係」の相談で 1019 件であった。

令和 4 年度からは養育費確保支援事業として、公正証書による債務名義の作成支援、戸籍謄本等の書類取得の支援、ADR の利用に係る支援を開始した。これにより、相談体制の強化と養育費支援とを一体として取り組むこととしている。

また、同じく令和 4 年度から、法律相談について、相談者が自宅からウェブ会議で参加し、人権・男女共同参画推進センターに来所した弁護士との間でオンライン相談を実施する取組みも開始した。

令和 4 年度の法律相談の件数は、令和 5 年 2 月末日時点で 290 件とすでに令和 3 年度の件数を上回っており、このうち自宅参加型のオンライン相談の件数は 9 件であった。自宅参加型のオンライン相談の件数は必ずしも多くないが、子育て中のひとり親や体調不良を抱える相談者等から一定のニーズがあったとのことである。このような取組みも相談の選択肢を増やす意味で有用であ

り、自治体の規模や地域（交通手段）等によっては、より多くのニーズが存在する可能性も考えられる。

(3) 家庭裁判所との意見交換会

江戸川区は、本モデル事業において、家庭裁判所との意見交換会を実施した。意見交換会では、江戸川区の担当者から、調停申立ての費用、調停手続の流れ、DV 事案に対する配慮の実情等について質問があり、活発な意見交換が交わされた。

江戸川区の担当者からは、法律相談のインテークの際に家事調停手続に関する相談が出ることもあり、以前は断片的な知識しか持ちあわせていなかったが、意見交換会により、調停の位置付けや進み方などを具体的にイメージすることができ、また、その結果として離婚をめぐって裁判手続中の相談者に対して、自信を持って対応できた等の感想があった。

このように相談員が、法的な手続について十分な知識を獲得することは、充実した窓口相談につながり、結果として相談者の安心や満足にも結びつくものであると考えられる。

(4) 小括

離婚前後の相談に訪れる当事者は、離婚、親権、養育費、親子交流等の法律上の問題だけでなく、子育てに関する悩みや経済的困窮、就労の困難、DV 被害等の問題を抱えていることが多い。そして、これらの問題が複雑に絡み合っている結果、相談者自身も自らの抱える困難の原因について十分に認識できていないことも少なくないと考えられる。

このような観点からすると、離婚に関する相談をワンストップの相談窓口で

受け付け、相談員が問題を洗い出して適切な相談先、支援先、関係機関等につながるインテークの取組みは、各種支援事業の実効性を高めるために非常に効果的であるといえる。

もちろん、同様の相談体制を構築するためには十分な人的体制を整備する必要があり、すべての自治体でこのような取組みが実施できるものではないが、大規模な自治体においては非常に参考になるものと考えられる。

他方で、ワンストップの相談窓口を設けたとしても、インテークを担当する相談員が、離婚をめぐる法律関係、裁判所の手続、経済的支援、DV被害等について十分な知識を持ちあわせていなければ、適切な窓口を案内することができず、制度を設けても絵に描いた餅となりかねない。この点、江戸川区では、相談事例を各相談員で共有して知識のブラッシュアップを図っているほか、法律相談については、弁護士から、窓口での聞き取りが十分であったか等についてフィードバックをもらい、改善に努めている。また、本モデル事業において実施した家庭裁判所との意見交換会は、自治体職員にとってもなじみのない家事調停手続に対する疑問等を解消し、充実した相談につなげることができたという点で大きな成果であった。

このようにワンストップの相談窓口を有効に機能させるためには、今後とも関係機関との連携・協力が不可欠であるといえよう。

3 新潟県

(1) 新潟県の状況

新潟県の人口は、高度経済成長期に減少したが、それ以降増加に転じ、平成9年にピークを迎えた。その後は、少子化等の影響で減少が続き、令和4年12月1日現在で、約214万9千人（うち男性が約104万4千人、女性が約110万5千人。世帯数は約91万5千世帯）となっている。

また、新潟県内の協力自治体の令和4年12月1日現在の人口は、以下のとおりである¹⁴。

ア 上越地域

上越市（約18万4千人）、妙高市（約2万9千人）、糸魚川市（約3万9千人）

イ 中越地域

加茂市（約2万4千人）、三条市（約9万2千人）、見附市（約3万8千人）、柏崎市（約7万9千人）、小千谷市（約3万3千人）、魚沼市（約3万3千人）、南魚沼市（約5万3千人）、十日町市（約4万8千人）

ウ 下越地域

村上市（約5万5千人）、胎内市（約2万8千人）、新発田市（約9万3千人）、阿賀野市（約4万人）、五泉市（約4万6千人）、燕市（約7万6千人）

エ 佐渡市（約4万9千人）

令和元年度新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査の結果によれば、新潟県の養育費の取決率は、母子世帯で61.3%（うち債務名義41.0%）、父子世帯で30.1%（うち債務名義19.5%）であった。養育費を取り決めなかった理由としては、母子世帯・父子世帯いずれも「相手に支払う意思や能力がなかったから」が半数以上を占め、最も多かった。取決めをしている世帯のうち、毎

¹⁴ <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/344308.pdf>（新潟県ホームページ）、https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/456546_1119041_misc.pdf（同県ホームページ）

月決まった額の養育費を受け取れている世帯の割合は、母子世帯で64.6%、父子世帯で23.5%であった。毎月決まった額を受け取れている世帯における養育費の平均額は、母子世帯で4万556円、父子世帯で3万1125円であった。

(2) 事前に明らかになった課題等

新潟県においては、養育費の取決めがある場合における養育費の受取率は比較的高いものの、債務名義として取り決めている割合は低く、取決めに対する支援が課題であった。また、新潟県内の基礎自治体において、養育費の支援を実施しているところが必ずしも多くなく、基礎自治体の間で取組みに差が生じていたことも課題であった。

(3) 意見交換会

本モデル事業の実施に当たり、人的ネットワークの構築、新潟県における養育費をめぐる現状や課題の共有等を目的として、多くの関係機関（新潟県、弁護士会、公証人会、家庭裁判所等）が参加した意見交換会が実施された。

新潟県からは、前記(1)のひとり親家庭等就労実態アンケート調査の結果が紹介され、養育費の取決率の向上（債務名義化）が課題であることや、県内各市の担当者を対象として養育費に関する説明会等を開催するなどしたが、養育費支援が必ずしも県内全域には広がっていない現状について説明がされた。

また、弁護士会からは、養育費に関する法律相談の実情等が紹介されたほか、公証人会からは公正証書作成までの一般的な流れ等が紹介された。家庭裁判所からは、新潟県からの質問に答える形で家事調停の成立件数や手続に要する一般的な期間等について説明された。

以上の意見交換を踏まえ、広域自治体として基礎自治体をどのようにバック

アップしていくかが本調査研究の課題であることが確認された。

(4) 試行した施策およびその成果

新潟県では、令和3年度から町村部を対象として養育費確保支援事業を開始し、弁護士への相談費用や公正証書の作成費用の補助等を実施していた。また、令和4年度からは、新潟市および長岡市においても、同様の養育費確保支援事業を開始することとなった。他方で、その他の市については、養育費に関する支援事業の取組みは行われていなかった。

そこで、本モデル事業では、養育費支援の実施がなかった18の市を対象として、公正証書作成費の補助、家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助を実施したところ、18件の利用があった。

また、本モデル事業がきっかけとなり、来年度以降、独自に養育費支援を実施することを検討している自治体が複数現れた。新潟県が基礎自治体に先駆けて養育費支援に取り組み、本モデル事業を通じて、その取組みが基礎自治体に広がったことは大きな成果であったといえる。また、新潟県は、本モデル事業以外にも、昨年度に養育費等相談支援センターから講師を招いて基礎自治体向けの講演を開催するなどしており、こうした基礎自治体を巻き込んだ積極的な取組みも、養育費支援に対する関心を高めたものと考えられる。

新潟県ではADRやODR（オンラインADR）の利用に係る費用の補助を実施した。また、ADRの利用促進の一環として、プレADRを無料で利用できるサービスも実施した。ここでいうプレADRとは、ADR・ODRの前段階として、第三者が関与せず、システムによるサポート等を受けながら、当事者間のみで交渉する場を提供するものである。実際に新潟県で利用されたサービスは、専用のシステムを用いて、利用の申込み、応諾および交渉内容のすりあわせ等

を行い、合意に至った場合には提携の書式を用いて合意書を作成するというものであった。

本モデル事業実施期間中には、ADR および ODR の実施は 0 件であったが、プレ ADR については 8 件の利用があり、うち 3 件は合意に至った。ADR および ODR が利用されなかった原因として、現行法では ADR、ODR による和解合意には執行力が付与されない¹⁵ということが考えられるほか、そもそも一般の方には ADR、ODR という手続自体になじみがないとの指摘もあった。

他方で、プレ ADR については、第三者が関与しないという点において比較的気軽に利用できるという利点があり、特に低葛藤の離婚当事者にとって一つの選択肢となったものと考えられる。

	10月	11月	12月	1月	2月	合計
裁判手続きの手数料補助					3	3
ADRの申立手数料の補助等、ODRの提供						
その他(公証人手数料補助)	1		3	1	10	15
合計	1		3	1	13	18

(5) 小括・今後の課題

新潟県の養育費支援の取組みが、養育費支援に対する関心を高め、基礎自治体を取組みが広がりつつあることは、本モデル事業の成果であったといえる。他方で、養育費支援の取組みを実施するにあたっては、弁護士会、司法書士会、

¹⁵ なお、令和 5 年 2 月に国会に提出された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、認証 ADR（認証紛争解決事業者）における和解合意（養育費の支払に関する合意を含む）について、一定の要件のもとで執行力を付与することとしている。

公証役場、家庭裁判所等の関係機関との連携が不可欠であるといえるところ、市町村のなかにはこうした関係機関とのネットワークがないものもあると考えられる。このような自治体に対し、広域自治体である新潟県がどのようにサポートしていくかは今後の課題であるといえよう。

また、本モデル事業においては ADR、ODR が利用されなかったのに対し、件数自体は多くないものの、プレ ADR については利用があり、そのなかに養育費の取決めに至った事例があったことは着目すべき点である。今後、プレ ADR の利用を入口として、ADR・ODR の利用促進につなげていくことができるかも将来的な課題であるといえよう。

4 三重県伊賀市

(1) 伊賀市の状況

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。伊賀市の人口は、昭和 50 年頃までは減少傾向にあったが、その後、企業の進出や住宅団地の開発などにより、人口は緩やかに増加し、近年においては、住宅団地への人口流入が落ち着きをみせ始めたことなどにより減少傾向となり、令和 4 年 11 月 30 日現在で、約 8 万 7 千人（うち男性が約 4 万 3 千人、女性が約 4 万 4 千人。世帯数は約 4 万世帯）となっている¹⁶。

伊賀市では、令和 4 年 8 月に児童扶養手当受給者を対象として「養育費等に関するアンケート」（有効回答数 346 名）を実施したところ、養育費について取決めがあると回答したのは 224 名（64.7%）、養育費を「現在も受け取っている」と回答したのは 116 名（33.5%）であった。養育費を受け取っていない理由としては、「相手と関わりたくなかった」が 91 名で最も多かった。

また、親子交流について取決めをしていると回答したのは 89 名（25.7%）であり、実際に親子交流を「現在も行っている」と回答したのは 92 名（26.6%）であった。

養育費や親子交流に関する相談は、健康福祉部こども未来課で受け付けており、女性相談員 1 名、母子・父子自立支援員 1 名が中心として相談に当たっているほか、総括として社会福祉士（正規職員）が配置されている。

「女性相談」のうち、主訴が離婚であるものは 58.7%（令和 3 年度）であり、「母子・父子自立相談」のうち、主訴が養育費であるものは 261 件中 12 件であった。

¹⁶ <https://www.city.iga.lg.jp/0000003779.html>（伊賀市ホームページ）

(2) 事前に明らかになった課題等

伊賀市は令和 3 年度調査研究の参加自治体であるところ、同調査研究の成果として、オンライン法律相談により、対面では困難な市外の弁護士にも相談できる体制が確保され、市民にとっては選択肢が広がったことが指摘されている。また、市の相談員がオンライン法律相談に同席することにより、弁護士への敷居の高さが解消されたとの声があった。相談員の同席は、相談員自身の知見の獲得につながっただけでなく、法律相談後のフォローがしやすくなるといった効果もあり、結果的に相談後に滞納養育費が全額支払われたという例もあった。このように、伴走型の支援によって市の相談窓口に来訪した市民が継続的な法的支援を受けることが可能となり、実際の養育費の回収に結びついたことが令和 3 年度調査研究の成果であった。

他方で、弁護士会以外の関係機関、特に家庭裁判所との連携強化については、今後の課題であることが指摘されていた。

(3) 意見交換会

本モデル事業の実施に当たり、人的ネットワークの構築、伊賀市における養育費をめぐる現状や課題の共有等を目的として、多くの関係機関（伊賀市、弁護士会、司法書士会、家庭裁判所）との間で意見交換会が実施された。

伊賀市からは、養育費の不払いに関する現状を把握してその原因を分析することの重要性について指摘があり、本モデル事業のなかでアンケート調査を実施する方針が示された。また、令和 3 年度調査研究における気付きとして、弁護士によるオンライン法律相談に相談員が同席することによって、さまざまな知見を獲得でき、充実した支援に結びついたとの指摘があり、このような寄り添い型支援の充実に引き続き取り組むことが確認された。

弁護士会からは、令和 3 年度調査研究において実施されたオンライン法律相談について、電話相談とは異なり顔がみえるため、対面での相談とほとんど変わらず実施することができたと好意的に評価する声があった。

司法書士会からは、養育費の相談については生活保護等の社会保障との整理も必要になることや、自治体における相談から弁護士や司法書士等の専門職に引き継ぐに当たっては、相談者と丁寧にコミュニケーションをとることが必要であるとの指摘があった。

また、本年度の一つの目標として、家庭裁判所によるオンライン手続案内を実施することがあげられ、家庭裁判所からも模擬手続案内の実施などを通じて積極的に協力したいとの意向が示された。

(4) 試行した施策およびその成果

伊賀市では、前年度から引き続いて部署間連携、プッシュ型支援の取組みが実施されたが、本調査研究では前年度と比べて早期に事業を開始することができたため、児童扶養手当の現況届を提出する機会に広く当事者に対する声掛けをすることが可能となった。その結果として、養育費の取決めが困難な当事者のなかには、離婚に伴って精神的に大きなダメージを受け、法的手続をとること自体が困難な者も存在することが明らかとなった。また、養育費について、「相手と関わりたくない」という理由で養育費を受け取っていない者のなかには、DV 被害を受けるなど深刻な状況にある当事者が存在する一方で、特段の理由はないものの相手方と連絡をとることに心理的な抵抗を感じている当事者が相当数存在することも明らかとなった。このような離婚当事者については、離婚後の時間の経過や状況の変化によって、心理的な抵抗が解消または低減される可能性も十分にあるといえるため、継続的な支援体制の構築に加え、養育

費・親子交流等の取決めに関する啓発や情報提供が重要となると考えられる。

弁護士によるオンライン法律相談については、令和3年度調査研究と同様、市相談員との事前面談を経て、市と弁護士会事務局で日程調整を行った後、市役所内で相談員同席のもとで実施された。オンライン法律相談の実施にあたっては、限られた時間内で質問内容を正確に把握できるよう、担当弁護士の選定後に、市民からの相談内容の概要が記載された相談票を担当弁護士に事前に送付する方法がとられた。

伊賀市には、津家庭裁判所伊賀支部が設置されているものの、市内の弁護士の数が少ないため、遠方の弁護士に対してもアクセスできるオンライン法律相談の需要は高いことが確認された。

家庭裁判所によるオンライン手続案内については、実施に先立って、伊賀市と家庭裁判所との間で打合せや模擬手続案内が実施され、実際の手続案内の流れを共有することができた。具体的な流れとしては、①伊賀市において、相談者の住所等から管轄裁判所を確認して相談者を選定し、家庭裁判所に連絡をする、②当日は家庭裁判所の説明資料（Q&A や申立書の書式）を事前に交付した上で、30分程度の手続案内を実施する、③手続案内実施後、伊賀市において相談者に対するフォローをするという方法で実施されることが確認された。

このように伊賀市と家庭裁判所との連携によって手続案内の流れが共有されたが、本調査研究の期間内には、オンライン手続案内の利用には至らなかった。もっとも、家庭裁判所による手続案内の需要がまったくなかったというわけではなく、利用に至らなかった事例のなかには、相談の結果、相談者がオンラインよりも家庭裁判所に直接来訪することを希望したものや、相談者が多忙のため平日の日中に時間をとることができず、結果的に本調査研究の期間内に手続案内に至らなかったもの等があった。また、事前の準備として、伊賀市と家庭裁判所との間で前記のとおり綿密な打合せが実施されたことによって、

人的な関係が構築されるとともに、相談員において家庭裁判所の調停手続に関する知見を獲得できたことは、今後のスムーズな支援につながる成果であったといえよう。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
オンライン法律相談		2		1	2			5
家庭裁判所によるオンライン手続案内								0
強制執行(申立手数料補助等)								0
合計	0	2	0	1	2	0	0	5

(5) 小括・今後の課題

伊賀市においては、昨年度から継続して本モデル事業に参加していただいたことや、本年度にアンケート調査を実施したことによって、離婚当事者が養育費を受給できない原因をある程度具体的に把握できるようになったことが大きな成果であるといえる。すなわち、伊賀市では、養育費の取決率と比べて実際に受け取っている割合が低く、特にその原因として、相手方と関わりたくないという理由が多い。しかしながら、前記のとおり、そのなかには離婚後の状況変化等によって養育費の回収にかかる心理的な抵抗を解消することができる当事者も一定数いると考えられ、このような離婚当事者の心理的な負担を減らすためにも、法律相談の前後のサポートも含めた継続的な支援が重要であるといえる。

他方、法的な支援を受ける以前に、精神的な問題を抱えているために法的手続をとることが困難な者もあり、法的支援と心理的なサポートの連携は今後の課題であるといえよう。

伊賀市では昨年度からの継続したモデル事業の実施によって、弁護士会や家

庭裁判所等の関係機関との間で密接な連携が図られていることが特徴であり、今後もこのような関係性が継続し、定着することが望まれる。

加えて、本モデル事業において利用実績のなかった家庭裁判所のオンライン
手続案内について、ニーズの掘り起こしや運用面での課題の洗い出し等が今後の課題となると考えられる。

5 大阪府八尾市

(1) 八尾市の状況

八尾市は、大阪市の近郊に位置し、中核市に指定されている。八尾市の人口は、昭和 50 年頃にかけて急増し、その後は緩やかな増加傾向が続いていたが、平成 7 年以降は微減傾向にあり、令和 4 年 12 月末現在で、約 26 万 2 千人(うち男性が約 12 万 5 千人、女性が約 13 万 7 千人。世帯数は約 12 万 7 千世帯)となっている¹⁷。

令和 4 年度の児童扶養手当の現況届によれば、八尾市において養育費を受け取っている世帯は 380 世帯であり、全体の約 15%であった。

調査対象および時点が異なり単純に比較することはできないが、厚生労働省の実施した「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査」¹⁸の結果(母子世帯 28.1%、父子世帯 8.7%)と比較すると、全国平均を下回る状況であった。

養育費をはじめとした離婚前相談やひとり親家庭の相談は、こども若者政策課が窓口となっており、母子・父子自立支援員 2 名を中心とした体制で相談に対応している。

令和 3 年度における相談件数は 240 件であり、そのうち養育費を主とした相談件数は 29 件であった。

(2) 事前に明らかになった課題等

八尾市においては、養育費や親子交流に関しての法的な助言が必要な市民向けに「ひとり親家庭のための無料法律相談」を月に 1 回実施しているが、申込件数が近年増加傾向にある一方で、機会や定員が限られているため、申込みから

¹⁷ <https://www.city.yao.osaka.jp/0000036738.html> (八尾市ホームページ)、第 2 期八尾市人口ビジョン・総合戦略を参照。

¹⁸ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html

相談まで期間があいてしまうことや、急な都合変更に対応できないことなどから、やむを得ず法テラスや他の相談機関を案内することもあり、相談者のニーズに応じた柔軟な支援が難しいところに課題があった。

また、養育費や親子交流の相談を受ける相談員の知見、たとえば、裁判手続や公正証書の作成手続の流れなど、相談にあたっての実務的な知見をどのように深めていくかが相談支援を強化するうえでの課題となっていた。

(3) 意見交換会

本事業の実施にあたり、人的ネットワークの構築、八尾市における養育費をめぐる現状や課題の共有等を目的として、多くの関係機関(八尾市、弁護士会、司法書士会、公証人、家庭裁判所等)による意見交換会が実施された。

意見交換会では、課題となっていた無料法律相談の機会や定員等の制約を解消するため、オンライン法律相談をモデル事業として実施することとし、できる限り相談者の都合にあわせ柔軟な対応が可能となるよう、弁護士会と協力しながら取り組んでいくことが確認された。

また、家庭裁判所によるオンライン手続案内もモデル事業として実施することとし、裁判所と協力しながら取り組んでいくことが確認されたほか、家庭裁判所による裁判手続に関する研修を実施し、相談員の知見を深めていくことなどが確認された。

そのほか、離婚に関する相談は法律・就労・生活の問題など多岐にわたるため、必要な窓口を適切に案内する総合案内の重要性や、弁護士会・司法書士会・公証人等の専門家の連携も重要であること等についての意見が交わされた。

(4) 試行した施策およびその成果

八尾市では、弁護士によるオンライン法律相談および家庭裁判所によるオンライン手続案内の施策が実施された。

両施策の実施に先立ち、関係機関協力のもと、相談員に対する裁判手続や公正証書の作成手続等についての研修が実施されたことで、相談者に対して裁判所や公証役場等、関係機関の案内だけでなく手続の流れも伝えられるようになり、養育費等の取決めに不安を抱える相談者への相談支援に大きな成果となったとの声があった。

両施策ともオンラインでの実施であったため、感情の機微が感じとれるかなど、画面越しでの応対に懸念があったが、相談者からは対面と遜色なく相談等を実施することができたとの回答があった。

弁護士によるオンライン法律相談については、弁護士会と協力し、できる限り相談者の希望の日時にあわせて実施したことで、課題であった相談者のニーズに応じた支援を行うことができた。また、相談員が事前に相談者の状況を聴きとり、相談概要を予め弁護士会と共有できていたことも円滑な相談に結びついたと思われる。

家庭裁判所による手続案内については、身近な市役所で調停申立てに関する案内を受けることができ、裁判所に対する心理的・物理的ハードルを抱える相談者にとって不安軽減につながったと思われる。

また、両施策とも市の相談員が同席する形で実施したところ、利用者からは安心につながったなどの好意的な意見が多かったほか、相談内容の事前整理についても好評だった。相談員からは相談者の置かれている状況を共有することで信頼関係の構築につながり、その後の支援が行いやすくなったとの声があった。

他方で、親子交流については、行政の立場でどのようにアドバイスをすべきかが難しい、特に同居親に対して親子交流のメリットをどのように説明すればよいか悩ましいとの声も聴かれた。また、別居親の祖父母と同居親との関係が悪化している結果、親子交流の調整が困難となっているケースなども紹介された。

親子交流の意義については、基礎自治体の窓口における説明に委ねるだけでなく、国や広域自治体等において情報提供や啓発に積極的に取り組む必要があるといえよう。また、親子交流の実施にあたっては、子の年齢、心情、生活環境等に配慮する必要があるほか、第三者(祖父母等)との調整も必要となることが確認された。

	10月	11月	12月	1月	2月	合計
オンライン法律相談	1	0	2	1	3	7
家庭裁判所によるオンライン手続案内	0	0	1	0	0	1
合計	1	0	3	1	3	8

(5) 小括

課題としてあげられていた相談者のニーズに応じた相談支援や相談員の知見の向上については、関係機関との協力関係の構築および研修やオンライン技術の利用等を通じて、一定程度は解消の可能性が示された。また、市役所と弁護士会、裁判所をオンラインでつなぐことで、相談員の同席が可能となったことは、相談者の不安解消や、その後の継続的な支援に大きく役立つものとなったと評価することができる。

さらなる利便性の向上策としては、健康状況や家庭の事情等で家を離れられ

ない方に対する支援として、相談者の自宅と市役所とをオンラインでつなぐ相談支援等、今後の事業展開が期待される場所である。

一方で、モデル事業の実施にあたっては、市のホームページや市政だより、チラシ等の媒体で広報を行ったところであるが、子育てや仕事等で繁忙なひとり親の方への情報発信の方法としてそれが十分であったかどうかは検証する必要があるであろう。有益な支援事業をいくら用意したとしても、それが支援を欲している方に伝わらなければ意味をなさないため、必要とする方に必要な情報を適切に提供していく情報発信の在り方が今後の課題となってくるであろう。

6 山口県宇部市

(1) 宇部市の状況

宇部市は山口県の南西部に位置しており、その人口は、高度経済成長期に減少したが、昭和 45 年以降増加に転じ、平成 7 年にピークを迎えた。その後、平成 16 年に楠町と合併したものの、人口が減少し、令和 5 年 2 月 1 日現在で、約 16 万 1 千人（うち男性が約 7 万 7 千人、女性が約 8 万 4 千人。世帯数は約 8 万世帯）となっている¹⁹。

令和 4 年度の児童扶養手当の現況届によれば、養育費を受け取っている世帯は、1535 世帯中 317 世帯であり、全体の 20.7%に当たる。

宇部市が実施した「令和 4 年度ひとり親家庭等アンケート」(令和 5 年 1 月、有効回答者数 452 人)によれば、養育費の取決めの有無につき、「取決めをしている」と回答した方は 26.1%、「取決めをしていない」と回答した方は 57.1%であった。また、実際に養育費を受け取っているか否かについて、「現在も受け取っている」と回答した方は 19.2%、「過去に受け取っていた」と回答した方は 5.1%であった。

他方、親子交流（面会交流）の取決めの有無については、「取決めをしている」と回答した方は 20.1%、「取決めをしていない」と回答した方は 63.7%であった。親子交流（面会交流）の実施状況について、「現在も行っている」と回答した方は 23.2%、「過去に行ったことがある」と回答した方は 11.1%であった。

宇部市では、新たに令和 4 年度から、こどもの貧困、ひとり親支援、児童手

¹⁹https://www.city.ube.yamaguchi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/034/vision2_02203.pdf

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/toukei/jinkou/1007587.html>
(宇部市ホームページ)

当等の各種手当や医療費、養育費確保サポート等の業務を一元的に取り扱う部署として「こども政策課」を設置した。こども政策課では、ひとり親家庭等の総合支援のためのワンストップ相談窓口として「ひとり親家庭等相談窓口」を設けており、主として、母子・父子自立支援員 1 名が相談にあっている。

ひとり親家庭等相談窓口への相談者は、1 月あたり延べ 30 人、相談件数は 1 月あたり 60 件程度であり、そのうち養育費に関する相談は 10 件程度である。

(2) 事前に明らかになった課題等

宇部市は、令和 3 年度調査研究の参加自治体であるところ、同調査研究の成果として、オンラインの法律相談を実施することで、支援員が相談を受けた後にそのまま弁護士相談に移行することができ、自治体内でのワンストップでの支援体制が強化された点があげられていた。また、オンラインでの法律相談のほか、調停・審判申立ての費用補助、公正証書の作成費用補助など複数の施策を実施することで相談者のニーズに応じた多角的な支援体制を構築することができたことも成果としてあげられていた。

他方で、モデル事業という短い期間内で支援を行うことの難しさや支援員のノウハウ不足等が課題としてあげられていた。

(3) 意見交換会

本事業の実施にあたり、人的ネットワークの構築、宇部市における養育費をめぐる現状や課題の共有等を目的として、多くの関係機関(宇部市、弁護士会、司法書士会、公証人、家庭裁判所等)が参加した意見交換会が実施された。宇部市からは、施策の効果検証を行うための基礎資料として「ひとり親家庭等アンケート調査」を令和 4 年度も実施する意向が示され、設問項目についての意

見が交わされた。

10月に行われた2度目の意見交換会では、宇部市からアンケート調査の結果概要が報告され、特筆すべき点として、令和3年度と比較し雇用形態が非正規雇用である割合が増えていることや収入面で不安を抱えている方が増加していること、また、親子交流の取決めをしていない理由として「相手と関わりたくない」に次いで「相手が面会交流を希望しない」ことが多いことなどが言及された。参加者からは、アンケートの有効回答率が29%であることを踏まえ、暗数である70%の方が置かれている状況を把握していくことが課題であるとの指摘がされた。

(4) 試行した施策およびその成果

宇部市では、令和3年度から引き続き、弁護士によるオンライン法律相談、司法書士による強制執行申立書作成費用補助、公正証書作成費用補助、調停・審判申立費用補助等の施策が実施されたほか、新たに家庭裁判所によるオンライン手続案内の施策が実施された。

オンライン法律相談については、令和3年度事業からの引き続きの施策となったが、宇部市では市役所のデジタル化が推進されており、オンライン相談に適した回線の確保がされるなど、安全性・快適性・利便性が向上されたなかでの実施となった。サービスレベルの高い環境を提供することは、今後、オンライン法律相談の支援事業を定着させていくうえで重要であると考えられる。なお、オンライン法律相談の利用件数自体は数件にとどまったが、その背景としては、宇部市における主な移動手段が車であることや、市役所付近に弁護士事務所が多くあるなどの立地条件が重なり、市役所での相談後オンラインを利用することなく、そのまま弁護士事務所に向かう方が多かったという事情があげられる。弁護士事務所が少ない地域や偏在している地域、移動手段が限られ

ている地域等では、多くの市民がその利益を享受することができ、必要不可欠な支援事業として定着していくことが期待される。

また、裁判所によるオンライン手続案内については 2 件利用があったが、利用者からは家庭裁判所から調停申立書の記載方法などを丁寧に教えてもらい、安心して調停に臨むことができたという好意的な感想が聞かれたとのことである。オンライン手続案内は支援員が同席する点でも安心感があり、調停申立てに対する心理的ハードルを下げる効果があったといえよう。

公正証書の作成に関しては、事前に市役所で相談を受けたうえで公証役場に来られる方が多くなっているとのことであり、この点は宇部市における支援事業の成果の現れだと評価することができる。

強制執行申立書作成費用の補助については令和 3 年度から令和 4 年 12 月までで 11 件の利用があり、そのうち 6 件において実際に養育費の回収をすることができた。この件数だけをみれば比較的回収率は高いようにも思えるが、宇部市によれば支援を実施した事例はいずれも回収可能性が高いタイミングを見計らって行ったものであり、むしろ奏功しなかった事例が 5 件あったことから、強制執行についてのハードルの高さを実感したという感想があった。強制執行の申立てに関する具体的なあい路としては、強制執行を実施すると相手方から報復を受けるのではないかと心理的抵抗を感じる相談者が存在するとの意見があったほか、離婚後長期間経過したことによって相手方の住所がわからなくなって申立て自体が困難となることがある、経済的に困窮するなかで回収できるかどうかもわからないのに費用をかけて申立てをすることは難しい、特に相手方が自営業者である場合には相手方の資産を事前に調査することが困難である等の声があった。このように強制執行の申立てについては、経済的な支援を行うだけで問題が解決するものではなく、特に相手方の住所

や資産の調査等に関する制度上の課題も存在すると考えられる。

また、意見交換会等においては、相手方との交渉や調停手続、強制執行手続などに1年以上かかる人もいるため、繰り返し行える無料法律相談や費用補助など、「気持ち」の糸が切れないよう長期にわたる継続的な伴走型支援を行うことの重要性も指摘された。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
弁護士法律相談	7	6	4	6	2	1	0	2	3	31
弁護士法律相談(オンライン)	2					1	2	1		6
裁判手続のための申立書作成など、司法書士等の専門家を活用した支援【弁護士】		2	1	2				1	1	7
裁判手続のための申立書作成など、司法書士等の専門家を活用した支援【司法書士】				1						1
裁判手続の手数料補助 ※公正証書作成手数料補助含む	1	3	3	4	4	3	3	1	4	26
裁判所への付添い等の支援										0
家庭裁判所によるオンライン手続案内					1		1			2
強制執行(申立手数料補助等)		1		1	2	1		1		6
その他(司法書士案内)				1	1					2
合計	10	12	8	15	10	6	6	6	8	81

(5) 小括

宇部市では、令和3年度から継続して2年間にわたり施策を実施し、積極的な広報に努めたことにより、養育費支援事業の存在や内容についてはある程度周知が進んだものと考えられる。また、令和5年度以降も市で予算を確保したうえで支援事業を継続することとしており、当該事業がより市民の間に定着し、長期にわたる継続的な伴走型支援が行われていくことが期待される。

市民からの相談内容は、住宅や就労、子育て、教育費、DVに関する不安や問題など多岐にわたり、支援員に求められる知識やノウハウの幅は非常に広い。法的知識や調停手続の流れ、申立書の書き方など、知識やノウハウを知ったうえで相談に応じるのとそうでないのとでは相談の質にかなりの差が生じるであろう。本モデル事業を通じて培った弁護士会や裁判所等の関係機関とのネットワークを活用し、勉強会や研修、打合せ等を行うなどの協力関係を継続していくとともに、職員の人材育成がとても重要な課題となっている。

そのほか、支援事業を実施していくなかで、弁護士による相談後、弁護士に委任せずに相談者自身で調停手続を行うケースが多かったとの声があった。弁護士に調停手続を委任した際の費用負担を懸念してのことであろうが、自身で調停手続を行うことを後押しする方策として、家庭裁判所によるオンライン手続案内や、調停・審判申立費用の補助等の支援施策があるため、それらの活用が望まれるところである。

第4 モデル事業の結果の分析

1 相談体制の充実強化に向けた取組みとその課題

(1) 自治体窓口における支援

離婚しようとしている親や離婚したひとり親が自治体において相談する窓口は、離婚の届け出をするときの戸籍窓口、ひとり親への支援窓口、児童扶養手当²⁰の申請窓口等である。

ア 支援窓口

(ア) 戸籍窓口

本調査研究では、すべての参加自治体において、窓口での案内やチラシの配布等をはじめとするプッシュ型支援が実施されていた。

(イ) 児童扶養手当申請窓口

児童扶養手当申請窓口とひとり親支援課が密に連携している自治体もあったが、同じ課でも担当者が違う場合などは、児童扶養手当申請者に対して、養育費の請求に関する窓口段階でも情報提供は必ずしも常に行われているわけではない。

²⁰ 児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯等父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として当該児童について手当が支給される制度である。支給対象者は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等であり、手当額は全額支給で児童ひとりあたり4万3070円（ふたりめ加算は1万170円、三人目以降加算は6100円）、所得制限がある（限度額（子どもひとり。二人世帯）は全部支給の場合収入160万円（所得87万円）以下、一部支給は収入365万円（所得230万円）以下である。

児童扶養手当については、養育費を受け取っている場合は、その80%が所得に加算されることから、児童扶養手当の額が減額されることになる。減額の幅は養育費の22%程度であるが、養育費の受領により、ほかにも手当や免除等の支援に影響することから、手間暇かけて養育費をもらっても手取りが増えたと実感できないなどの理由により、養育費の請求に熱心になれないひとつの原因ともなっているといわれる。

一方で、児童扶養手当の現況届が8月に実施されることから、その手続案内に養育費請求に関する支援の案内を同封するなどして積極的に広報する自治体も増えている。

(ウ) ひとり親支援窓口

ひとり親支援窓口は、養育費の請求に関する支援を中心的に担当しており、ここから各部署への連携がはじまっているとあってよい。

本事業においては、相談者に対する「インテーク」がきわめて重要である。

ひとり親支援窓口においては、窓口の担当職員のほか母子・父子自立支援員、公認心理師などの専門相談員が相談にあたっている場合がある。

(エ) ワンストップ窓口

ワンストップ窓口を設置している江戸川区においては、前述のとおり、離婚に限らずすべての相談を「大人のなんでも相談」窓口において受け付け、インテークの内容によって、法律相談、ひとり親相談室「すずらん」、DV相談室、法的な支援を目的としない困りごと相談を担当するセンターなどを案内する。窓口には公認心理師、認定心理士などの資格を有する専門員が2名（延べ週6日）配置されている。

江戸川区において特筆すべきなのは、児童扶養手当新規申請者は全員をひとり親相談室につなげている点である。庁内の部署の配置も隣合わせにしている。これは児童扶養手当新規申請時の聞きとりだけでは同手当以外の支援につなぎきれていないことと新規申請者の4割しか養育費の取決めをしていないという調査結果から、令和4年6月に取組みを開始したものであるが、その結果、すずらんへの相談者が前年同月比174%増加し、令和4年7月（4か月経過）時点で令和3年度実績の約52.8%を達成した。養育費の履行確保支援事業の紹介ができているほか、ひとり親支援プログラムにもとづいて、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金事業等の利用も目立って増加し、ひとり親家庭の経済面の改善に寄与している。

江戸川区の取組みは、令和2年度にインテークの充実として「大人のなんでも相談」を開設し、令和3年度に平日の法律相談（離婚・DV等法律相談）を開始し、これらの実施状況から、令和4年度に児童扶養手当新規申請者を全件すずらん案内する、という形で年度を超えてひとり親支援を発展させていることも特徴であり、その地道な取組みのなかから成果が生まれているとみることができる。

イ ひとり親支援窓口における支援の在り方

(ア) インテーク

令和3年度調査研究においても、インテークの重要性は指摘されているが、本調査研究においても当初のインテークの重要性は強調されるべきであろう。相談者は、とにかく早く離婚することを望み、養育費をはじめとする条件まで調整する余裕がない人、DVや高葛藤事案で相手方と今後一切の接触を持ちたくないとする人、養育費は受け取りたいが、相手方の経済状況から時期を見極めようとしている人などさまざまであり、相談者の置かれた状況を正確に把握し、どのような支援が適切かを見極めることは、相談者にとっても重要であり、また、行政の適正な資源配分のうえからも必要である。

その際、インテーク担当者には法的知識、手続に対する理解が必要である。参加自治体のなかには、担当者のスキルアップのために、養育費等相談支援センターから講師を招いて研修を行ったところもあった。

(イ) 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、窓口の担当職員とともにインテークの担当者として重要な位置を占めているばかりでなく、その後の法律相談、家庭裁判所の調停等手続などにおいても同席したり、継続的に相談を担当したりしていた。

(ウ) 公認心理師・認定心理士

離婚を考えている人は、精神的に不安定になっていたり、依存性が高まっていたりすることも多く、相談者のそのような心理的な要素も理解したうえで事情を聞いていけるところには大きな強みがあると思われる。

(エ) 付添支援

令和3年度調査研究においては、調停への付添支援を行っている自治体（伊賀市、宝塚市、宇部市、人吉市）があったが、今年度事業においては調停への付添支援を実施していたのは山口県宇部市のみであり、利用実績はなかった。

(2) 支援モデル

ア 弁護士による法律相談支援

(ア) 対面法律相談

自治体において、弁護士による離婚・女性・ひとり親等を対象とした定期的な無料相談の制度を設けているところは、東京都江戸川区（「離婚・DV等法律相談」（平日週3）、「女性弁護士による法律相談」（第3土曜））、新潟県「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」（毎月第4木曜日）、伊賀市「女性法律相談」（月1回）、大阪府八尾市（ひとり親相談月1回）である。

対面相談においては、インテークの段階で、相談すべき事項を相談員が相談者から聞きとって整理し、そのうえで相談に臨むスタイルをとっているところがほとんどであった。無料法律相談等では、相談時間が30分、家庭問題等の場合でも長くて1時間程度が通常であることから、要領よく相談しないと不満を述べて時間が終わってしまうということも懸念されるため、相談内容の事前整理が有益であるという評価もあった。

(イ) 弁護士とのオンライン法律相談

本調査研究によって弁護士とのオンライン法律相談を実施したのは、宮城県利府町、三重県伊賀市、大阪府八尾市、山口県宇部市である（東京都江戸川区は、本事業とは無関係に実施）。利府町は仙台市の衛星都市で仙台市に

近く仙台弁護士会の法律相談を利用しやすい環境にはあるが市内に弁護士は少ない。宇部市も市内に弁護士が多くはなく、いずれもひとり親に特化した法律相談枠は有していなかった。伊賀市は家裁の支部があるが弁護士は必ずしも多くなかった。

今回、オンライン法律相談を実施したところ、いずれも利用があった。

宇部市、伊賀市、八尾市はいずれも、相談員がオンライン法律相談に同席した。同席については、相談者において理解できていないところをフォローしたり、相談者の引っかけが理解できることや、相談者自身の理解が深まるといった面が評価されていた。八尾市は大阪弁護士会のオンライン相談の制度を利用したものであったが、自治体に相談があった翌日には相談が実施でき、迅速な相談に結びついた。江戸川区は相談者の自宅と役所とをウェブ会議で接続するオンライン相談を実施したところ、子育て中のひとり親の利用や相談者の体調不良時の利用があり、相談の選択肢を増やすことができた」と評価された。

いわゆる弁護士のゼロ・ワン地区は解消されたが、全国の約 1700 の基礎自治体には弁護士がいない地域も多く、特にそのような地域でのオンライン初期相談は有用であると考えられる。

(ウ) 伴走型支援

伴走型の支援として徹底していたのは宇部市である。宇部市では、弁護士によるオンライン相談に同席したうえで、調停申立書の書き方、調停出席後の相談等相談者が法律相談・調停を経て離婚に至るまで、長期間伴走型支援を実施しており、相談者の不安を取り除く効果があるとのことであった。

一方で、江戸川区は、法律相談への同席、裁判所への同行、調停開始後の相談等は実施していないが、無料法律相談を 3 回まで受けられることとしており、必ずしも不都合はないとのことであった。

(エ) 弁護士への依頼・費用負担の問題

法律相談後、実際に調停等を実施することになっても、弁護士に依頼しない例も多くある。最大の問題は費用で、高葛藤事案等を除いて、自分で調停をすることが多いように見受けられる。自治体の養育費確保支援事業への問合せとして調停時の弁護士費用が助成されるかというものもあるが、それは実施していないとわかると、法テラスを利用して養育費を請求する場合でも、生活保護受給レベルの収入以下でなければ、弁護士費用は償還制であるため（現在給費制への転換が議論されている）、弁護士利用にはつながっていなかった。

イ 裁判所利用支援

(ア) 費用支援

裁判所の調停申立手続等の費用支援を実施したのは、宮城県利府町、新潟県、山口県宇部市であるが（東京都江戸川区は、本調査研究とは関係なく実施）、あまり利用されなかった。裁判所の調停申立て費用が1200円程度であるため、積極的に利用する人は少なかったようである。

調停申立ての手続費用が高いということで手続をためらう人は少ないと考えられるため、費用支援に加えて、心理的な抵抗や申立準備の負担軽減をどのように図るかが問題である。

(イ) 家庭裁判所への付添支援

前述のとおり、山口県宇部市では伴走型支援のなかに家庭裁判所への付添支援のメニューもあるが、本年度は利用がなかったようである。

(ウ) 家庭裁判所のオンライン手続案内

裁判所のオンライン手続案内について実施自治体と利用件数は、三重県伊賀市（0件）、大阪府八尾市（1件）、山口県宇部市（2件）であった。宇部市および八尾市は、丁寧に説明を受けたことで、裁判所に対する心理的抵抗のハードルが下がったようである。また、伊賀市は家庭裁判所との直接的なつながりができたことが成果であると認識されていた。

ウ 養育費に係る公正証書作成費の補助

養育費にかかる公正証書作成費の補助をしていたのは、宮城県利府町、新潟県、山口県宇部市であり（東京都江戸川区は、本調査研究とは関係なく実施）、利用は新潟県と宇部市であった。

エ ADR・ODRの利活用

ADR 利用に対して費用援助を実施したのは、新潟県であるが、利用実績はなかった。なお、東京都江戸川区および大阪府八尾市は本モデル事業とは別にADRの利用促進のための取組みを実施している。

本調査研究では、新潟県が民間のプレADRを期間限定で無料で利用できる制度を導入していたところ、8件の利用があり、そのうち3件において合意が成立した。

民間ADRは、迅速性や平日の昼間以外でも利用できるところが特徴であるが、申立手数料、期日手数料、成立手数料が必要であり、たとえば東京弁護士会の養育費ADRのように原則として3回以内の成立を目指し、費用を低廉に抑えても利用に至らないのが実情である。ある程度の資力があり、新学期前に離婚に目途をつけたいという要望があって、双方で養育費の金額以外には概ね合意ができているというような場合には利用の可能性はあると思われるが、馴染みがない制度であり、今後和解合意に執行力が付与されるなどの制度改正²¹が実現した場合、これによって利用が増えるか否かが注目される。将来的には認証ADR機関が増えることも予想されるが、ADR利用に向けては利用者層の見極めをはじめ、主催団体の努力が必要である。

(3) 課題

²¹ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の改正案については、第3の3(4)の脚注参照。

ア 取組みの成果

宇部市、伊賀市は令和3年度調査研究に引き続いての参加であり、宇部市においては伴走型支援においてある程度の完成形を成していると考えられる。伊賀市においても弁護士によるオンライン法律相談が件数としては少なかったものの、市民の法律相談による弁護士利用に地域の実情にあわせた新たな展望をみることができたのではないかと考えられる。また家庭裁判所との連携など、他機関との連携が進んだといえる。

今年度、意見交換会に限定して参加している江戸川区においては、前述したとおり令和2年度から3年間にわたって段階的にひとり親家庭に対する支援を充実させ、大きな成果を上げている。

これらからは、取組みの最初から大きな成果を上げることは期待できなくても、まず一步を踏み出し、数年のスパンで取組みを充実させていくことで成果につながるといえよう。

法律相談は支援の中核になると考えられるが、対面・オンラインにかかわらず、支援が必要な時期に方向性について相談し、必要な手続を進めることができるし、特にオンラインは当該自治体に弁護士がいなかったり少ない場合でも利用が可能な点で、法律相談を必要とする市民にとって重要な選択肢となる。相談を進めるなかで、申立書作成、公正証書作成、必要ならば弁護士への委任という方向も生まれる。

また法律相談においては、インテーク段階である程度相談員とともに相談内容を整理したり、現時点では相談員の同席なども効果があると考えられる。

イ 制度利用に対する支援・情報提供

インテーク段階での相談内容の整理や、法律相談への相談員の同席、さらに宇部市のような伴走型支援は、いわばひとり親が制度を利用すること自体への支援であるといえる。このような制度利用への支援は有効であり、重要である

と考えられることから、今回の事業では項目としてはあげられていないが、制度利用そのものへの支援の必要性が浮かびあがってきたといえる。

制度利用への支援が有効であるということは、いってみれば、相談者が既存の紛争解決に向けた制度、法律相談、調停申立て、調停を通じた紛争の解決、あるいはADR等の紛争解決機関の利用において、現時点ではこれを十分に使いこなせていないということの意味する。

小規模な基礎自治体においては、制度利用者に対して行政が手厚いフォローをすることも可能かもしれないが、すべての自治体でこれを行うのは行政資源の配分からいっても難しいのではないか。そうであれば、これらの機関や制度を利用するにあたって、これをどのように利用するか教育や情報提供等が適切に行われる必要がある。諸外国においては裁判を利用するための基礎知識やその方法についての情報提供や教育が行われているようであるが、わが国ではそれはまだまだ少ないといわざるを得ない。YouTubeやホームページから動画などで十分な情報提供を行うことを検討すべきであろう。

ウ インテーク担当者の育成

インテークの重要性は何度も指摘しているが、インテークの担当者には十分な知識とスキルが必要である。各自治体は、担当職員や相談員に保健士、保育士、社会福祉士、公認心理師、認定心理士、キャリアコンサルタントなどの資格を有するものを配し、インテークの充実を図っている。これは非常に重要なことであるが、必ずしも資格を有する職員等がいなくても、充実したインテークができるようにすべきである。

そのための担当者研修は、ますます重要になると考えられるが、1700を超える基礎自治体（市町村）において、どのような形で研修を進めていくかは今後の課題であり、たとえば各地の弁護士会などでこれに協力することや、研修をオンラインで実施することも考えられる。

エ 制度利用のあい路

養育費確保のための支援メニューがある程度そろっても、権利者が利用をためらうと結局、子どもの経済状況は改善しないことになる。権利者が養育費を請求しない理由は、①養育費の額が少なく、それだけの労力をかける実益がないと感じてしまう、②児童扶養手当やほかの手当や援助との関係で養育費をもらうことにメリットがないと感じてしまう、③そもそも養育費をもらえると知らない、④どうやってもらってよいかわからない、⑤養育費の重要性も理解し、取決めさえしていることがあっても、元配偶者の経済状況（たとえば借金がある）なども知っており、元配偶者を追いつめてまで養育費を請求できないと感じてしまう——など、多くの理由がある。

これらは、まさに家庭のひとつひとつで異なる事情であり、これをインテークによって明らかにして制度利用につなげることが必要である。インテーク担当者を育成することが重要であるのは前述したとおりである。①や②については、児童扶養手当の充実などが図られているところであるが、養育費を支払うことが子どもに与える経済的・精神的余裕の重要性を権利者にも理解させるとともに、養育費の請求を躊躇わせないような支援制度の設計（養育費を受領することも考慮して各手当等が設計されていることなど）、そのような制度設計が実現しているのであればその周知が必要であろう。インターネットで検索しても、だいたい自分の収入で、いくらくらい養育費が支払われると手当や経済的な援助に影響が出るのかわからない。そのような場合で、養育費をもらうと児童扶養手当が減額されるという情報だけが一人歩きしていれば、本当は養育費の受領によって所得が増えたとしても養育費を受領するほうが子どものためになるような場合でも、何も養育費を払ってもらおう努力をしてまで払われなくてもよいという気持ちになってしまうかもしれない。この点は、行政の情報提供のわかりにくさにも原因があると思われ、改善が必要ではないかと考えられる。

③や④については、制度そのもの、また制度の利用についての情報提供が足りていないことにも原因があることから、情報提供や教育が必要であろう。

⑤は、義務者の状況によることであってなかなか解決は難しいかもしれないが、義務者に対する貸付などで、いったんは権利者に養育費が支払われ、後日義務者から償還する制度の構築など、いま経済的に余裕が必要な子どもにお金が届く制度を考えることも重要と思われる。

2 ひとり親家庭の法的支援と関係機関の連携の在り方について

(1) 今回の参加自治体と各種施策

本調査研究では、令和3年度調査研究に引き続き、三重県伊賀市、山口県宇部市に加わっていただいたほか、新たに広域自治体として、新潟県、基礎自治体としては、宮城県利府町、東京都江戸川区、大阪府八尾市の6自治体に参加していただいた。本調査研究では、①部署間連携およびプッシュ型支援、②弁護士とのオンライン法律相談、③裁判手続の申立書作成等支援、④裁判手続の手数料補助や裁判所によるオンライン手続案内等の支援、⑤民間ADRやODRの利活用、⑥親子交流支援団体等の活用、⑦自治体が主体となって実施する取り組み(意見交換会)、⑧民事執行手続についての権利者本人による手続遂行への支援が行われた。もちろん、自治体の規模、実施体制、地域性などのさまざまな事情があり、すべての施策が選定されたモデル自治体で実施されたわけではない。また、このなかには、本調査研究において提案されている施策自体の習熟度、認知、制度的基盤が必ずしも盤石でないことなどの理由から、どこの自治体においても十分に実施できる状況になっていなかったものもある。そこで、ここでは限られた時間のなかでの各自治体による各施策の実施状況や成果を踏まえて、評価できる点と問題点などについて分析検討するとともに、これまでの各施策の実施状況からみえてくるひとり親支援をめぐる自治体の役割と関係機関や専門職につなぐキーパーソンとしての在り方について述べることにしたい。

(2) 今回のモデル事業における具体的成果

第1に、今回の自治体モデル事業では、さまざまな困難な課題を抱えているひとり親をいかに効果的かつ適時にサポートしていけるか、また持続的に本人の自立のためや問題解決のための適切な働きかけをしながら、当事者の後押しをし(プッシュ型支援)、当事者に寄り添い伴走しながら支援を行うか(伴走型支援)が問われてきた。その際に、意見交換会や座談会により、自治体を起点に

しながら、関係機関の担当者が集まり、専門職種が自分たちの仕事の内容や役割について説明するとともに、今回のような各施策の実現のため関係者や関係機関が顔合わせをし、今後の協力のための情報交換をすることは、きわめて有益であった。ともすると、同じ地域に暮らし存在は認識していながら、日々の業務に追われ、関係機関のそれぞれの活動や業務についてもお互いに知ることもなく、理解することもないままであることが少なくなかった。そこで、令和3年度も、令和4年度も、同じく、本事業の効率的な実施のために、弁護士会、司法書士会、家庭裁判所、公証人などの関係機関が集まり、人的ネットワークの形成と有益な意見交換や情報共有のための意見交換会、座談会を実施した。その結果、宮城県利府町、三重県伊賀市、大阪府八尾市、山口県宇部市などでも、意見交換会等を通じてお互いを理解し、顔合わせをすることで、関係機関の役割分担と連携が強化されたと高い評価がなされている。

第2に、今年度から広域自治体である新潟県が加わり、養育費や親子交流などの法的支援や紛争解決支援をめぐる広域自治体の役割、広域自治体と基礎自治体との役割分担と連携の在り方などについて先進的な取組みや模範となる実践例を示すことができたことも大きな成果であったと思われる。新潟県は、日本海側に面した縦長の県であるが、今回の事業への協力基礎自治体として18自治体に協力参加していただいた。新潟県では、令和3年度から町村部を対象に厚生労働省の離婚前後親支援モデル事業を活用した養育費確保支援事業を開始し、弁護士への相談費用や公正証書の作成費用の補助等を実施していた。また、令和4年度からは、新潟市および長岡市においても同モデル事業を活用した養育費確保支援事業を開始し、その他の市では養育費確保支援事業は行われていなかったところ、新潟県という広域自治体による本モデル事業の参加を機に、今回の上越市、佐渡市などの県内の自治体による養育費支援事業が大きな広がりを見せるとともに、来年度以降の実施を検討する市が複数現れてきた。新潟県は、養育費等相談支援センターから専門家である講師を招いて、基礎自

治体向けの講演会を開催するなどの取組みもしており、県として今回のモデル事業に積極的に参加したことにより、県内の基礎自治体に対する大きな波及効果と推進や原動力を示すことができた。

第3に、人口規模の大きい大規模基礎自治体では、人口数や世帯数も増加するとともに、役所での専門分化が著しく進み、組織内での部署間連携や情報共有・行動連携などがかなり難しくなっている。たとえば、東京都江戸川区では、人口数約68万8000人、世帯数約34万6000世帯、ひとり親世帯約8200世帯、児童扶養手当受給世帯約4600世帯がある。このような状況のもとで、令和2年度以前には、子ども家庭支援センターにおいて離婚相談や子どもの進学資金等の相談を受けていた。また、そのほかに就労支援専門のひとり親相談室「すずらん」や、DV相談等を受け付ける女性センターも設置され、それぞれが別々に相談を受ける体制になっていた。その結果、離婚相談に訪れる者が、就労支援を必要としていたり、DV等の困難な問題を抱えて、安心・安全が確保されず、各相談窓口での対応がワンストップ化されずに、たらい回しや迅速な対応を困難にしていた。そこで、江戸川区では、令和2年度から、人権・男女共同参画推進センター内に離婚前後の法律、就労、生活等の総合相談窓口である「大人のなんでも相談」を開設し、相談体制の強化とワンストップ化を図った。さらにまた受付段階でのインテークの充実を図るとともに、相談内容や法律上の論点を整理し、法律相談、DV相談、就労相談など適切な相談室につなぐハブ機能を強化した。また、週1回の平日夜間受付を入れるなどした法律相談の拡充等により、法律相談の相談件数は、令和2年度の45件から令和3年度には289件に急増した。令和4年度に入り、内部での各相談員の情報共有と連携および外部の関係機関との連携により、専門相談支援体制はさらに強化充実が図られ、本モデル事業でも、基礎自治体の模範的な支援体制として大いに注目される。

第4に、令和3年度調査研究の参加自治体では、ひとり親に対する丁寧で持続的なプッシュ型、伴走型支援が行われ、関係機関との連携を図りながら、相談員や母子父子自立支援員などのスタッフが大切な繋ぎの役割を果たしていた。たとえば、三重県伊賀市では、健康福祉部こども未来課で、養育費や親子交流に関する相談を受け付け、女性相談員1名、母子・父子自立支援員1名が中心となって相談にあたるほか、スーパーバイザー（総括）として社会福祉士（正規職員）が配置されている。弁護士とのオンライン法律相談では、対面相談が困難な市外の弁護士とも相談できる体制が確保され、当事者である市民にとって選択肢が広がり利便性が拡充されるとともに、市の相談員が事前面談でポイントや概要を聞き取り、同席することで、相談員自身の知見の獲得、当事者の安心感、法律相談後のフォローアップがしやすくなるなどの効果があがっていた。また、伊賀市では、津家庭裁判所伊賀支部があるものの、家庭裁判所に対する市民の敷居の高さも指摘されており、手続案内について、家庭裁判所によるオンラインでの手続案内を実施し、実際の手続案内の流れを体験することができた。残念ながら、調査研究期間内のオンライン手続案内の実施には至らなかったが、人的なネットワークの構築、相談員の家庭裁判所の調停への理解と知見の獲得により、スムーズな相談支援体制の強化につながることを期待される。

第5に、大阪府八尾市でも、弁護士によるオンライン相談、家庭裁判所によるオンライン手続案内が実施され、通信障害や対面での感情の機微が感じ取れない懸念などはなく、対面とほぼ同じような相談等が実施され、相談員の同席による安心感の増大、相談員らの情報共有による信頼関係の醸成などにつながった。さらに、山口県宇部市でも、令和3年度から引き続き、弁護士によるオンライン法律相談、司法書士による強制執行申立書作成補助等の施策が実施されたほか、新たに家庭裁判所によるオンライン手続案内が実施された。家庭裁判所によるオンライン手続案内では、安心して調停手続に臨むことができたこ

と、相談員の同席による安心感があるなど好評であった。また、宇部市では、司法書士会との連携もうまく功を奏して、強制執行申立書作成補助施策の利用がなされ、半数以上で養育費の回収が実現した。これらの成果も、相談員等の寄り添い型・伴走型・プッシュ型支援の成果といえよう。

(3) 今後の課題と展望

しかしながら、他方で、今回のモデル自治体での実施状況や調査研究の結果からみえてきたひとり親に対する法的支援の抱える課題も明らかになってきた。

まず第1に、小規模基礎自治体に対する相談支援体制の充実強化を図る手立てをさらに検討することが求められている。たとえば、人口約3万6000人という小規模基礎自治体である宮城県利府町では、①の組織内での部署間連携、つまり、戸籍窓口とひとり親支援窓口の連携は従来から実施されてきた。しかし、相談窓口である子ども家庭センターには、ひとり親専門の母子父子自立支援員などの専門相談員が配置されておらず、専門的な人材確保をいかに図るか、また、養育費に関する相談もまったくなく、いかに養育費相談のニーズの把握や潜在的ニーズの掘り起こしを図るべきかが課題とされてきた。そこで、仮に福祉事務所もない小規模自治体であっても、また、情報提供、専門相談等の十分な相談支援体制を自前で確立できない場合であっても、国や広域自治体によるスーパーバイズ、サポート、コラボするバックアップ体制を構築することによって、小規模基礎自治体による取組みや相談支援体制の一層の補完強化を図る具体的な方策を検討しなければならない。

第2に、各モデル自治体では、人口規模、立地条件など地域の実情や特性、現行の相談支援体制などを踏まえたうえで、窓口の職員や相談員などがきめ細やかで丁寧な伴走型・プッシュ型支援に努めていた。その結果、困難な問題を

抱えて悩み傷つく当事者に対して、優しく粘り強く相談支援にあたっており、関係機関との連携・協力により、養育費・親子交流などの問題解決に向けた力強い支援と一定程度の成果に結びつけていた。しかしながら、たとえば、オンライン法律相談から弁護士の受任などにつながって法テラスの利用をした場合でも、回収できた養育費のなかから弁護士報酬を支払わなければならない、償還免除などのインセンティブがない限り、最終的な制度利用がしにくい法制度の立付けになってはいないか。また、児童扶養手当の受給世帯にとって、正直に申告して未払いの養育費の回収が行われた場合には 8 割を収入と認定されることにより、結果的には相手方からの不確実な養育費の支払に期待するより、確実に支給される児童扶養手当を全額受け取れるほうがよいと考えてしまうとか、そもそも相手方の住所・連絡先・収入等が不明だとか、支払能力がないなど、個人の努力で取り立てられず、中央省庁に養育費専門機関や立替払い制度を設けるなど、国レベルで用意すべき組織や制度そのものの構造的な問題点に行き着かざるを得ないとの指摘もあった。

このようにみてくると、現在法制審議会家族法制部会で審議されている養育費、親子交流など子の監護に関する事項についての離婚時の情報提供の在り方、合意形成支援、合意実現支援などでの民事法制の見直し、国のレベルでの養育費・親子交流をめぐる法的支援および紛争解決支援のための抜本的な制度整備をしない限り、現行法の運用や枠内での自治体と関係機関との連携強化により果たせる当事者支援には自ずと限界があるといわざるを得ない。やはりここでも、養育費・親子交流などの法制度の見直しと国のレベルでの支援策・自治体に対する大幅な助成はセットとして早急に議論が開始されなければならない。特に、2023 年 4 月から発足する子ども施策を最重要課題として実施する「こども家庭庁」においては、この問題を所管する専門部署の設置と具体的な施策を総合的に推進することが強く望まれる。

第3に、第2の問題とも関連するが、本調査研究では広域自治体である新潟県に参加していただき、この問題に対する都道府県に期待される取組みや果たすべき役割について具体的に検討し議論する素材が提供された。新潟県内の基礎自治体では、ひとり親の自立のための相談支援事業、一般的な無料法律相談の提供等には関わってきたものの、離婚、養育費の不払い、親子交流などの子どもの問題についての法的支援および紛争解決支援などを推進しようとか検討することは少なかった。しかし、広域自治体である県が率先して、養育費等相談支援センターより講師派遣を求めて相談員の研修会を実施したり、今回のモデル事業を通じて弁護士会、公証人、家庭裁判所などの関係機関との情報共有と連携の強化を図ることにより、これまで関係が薄かった県内の基礎自治体の担当者や相談員に積極的な働きかけをし、県からの情報発信や協力の呼びかけ、また費用補助などを行うことで、民間機関との連携によるプレADRの利用促進などでも一定程度の成果を得ることができた。このように、市民に身近な基礎自治体を起点とする養育費・親子交流の法的支援および紛争解決支援の実効性や利用促進を高めるためには、国の取組みのほかに、広域自治体である都道府県レベルでのバックアップ型支援、足りないところを補完し代替する補完型支援、国と市区町村をつなぐリレー（中継）型支援などの大切な役割を果たすことが求められている。今後は、是非、この問題についての国と都道府県と市区町村との相互の役割分担が明確化され、公の縦の三者関係の連携・協力を強化するとともに、弁護士会、司法書士会、公証人、家庭裁判所などの横の官民の関係機関の連携という重層的な多層的な取組みについて本格的な議論が開始することが望まれる。

第4に、オーストラリアでは、2006年に、父母の離別後の共同養育の推進、養育費・親子交流の確保などから社会的支援制度の強化を狙い、初期対応や家族関係支援に重きを置き、巨額の予算や人員を配置し、施設を整備して「家族関係支援センター(Family Relationship Centre : FRC)」について、約2億オ

オーストラリアドルを投じて、全国 65 か所に創設された。これは、離婚・別居の際の子どもの問題での紛争予防、紛争解決、合意形成のための調整（メディエーションなど裁判外の紛争解決手続 FDR）、DV・児童虐待などの関係機関に迅速につなぐなどの公認の家族支援機関である。政府全体が FRC という裁判外の総合的な家族支援機関として独立行政法人を設け、2023 年現在では、4 億オーストラリアドル（日本円で 350 億円）を投じ、全国 100 か所以上に広げ、必要な人員を配置するとともに、警察・病院レベルでの地域連携を図り、父母の関係破綻・別居の初期段階からの対応、親教育などの紛争の予防・葛藤低減の働きかけ・情報提供、DV・虐待等のリスク評価と安全・安心の確保、スクリーニング機能、親子交流支援センター、養育費サービスなどの関係機関への紹介などのワンストップの支援活動を展開している。このようにオーストラリアでは、連邦と各州との間での法の二重構造になってはいるが、連邦と州との間での相互の役割分担と連携・協力関係が密にされており、家族や子どもに関する法整備と支援とがセットで強力に進められ、法の見直しと必要な支援の拡充が一括して行われている。かかる諸外国における子どもの養育をめぐる先進的な取り組みや姿勢に、日本も大いに学ばなければならないといえよう。

3 強制執行に関する支援——結果と今後の課題

(1) 民事執行手続に関する実施施策

本調査研究の実実施策⑧として、民事執行手続についての権利者本人による手続遂行への支援（養育費請求権を実現するための民事執行手続について、申立書作成や申立手数料の補助等を行い、権利者本人による手続遂行を支援する施策）が実施された。民事執行手続を利用するためには、執行機関に申立書を提出しなければならない（民事執行法 2 条、民事執行規則 1 条）。申立書の記載事項および添付書類については、民事執行規則 21 条に定められ、実務上は書式も整えられているところであるが、弁護士・司法書士や法律文書の作成に係る素養がある者でない限りは、申立書の作成は困難である。そこで、各自治体による伴走型支援として申立書の作成補助を実施することや、弁護士・司法書士への取次ぎを行うのが有益と考えられる。また、申立てには手数料が必要となり、ただでさえ厳しい状況にある権利者の負担を軽減する必要がある。本施策は、このような観点から実施されたものである。

(2) 本施策に関する前提事項

ア 実際に利用が考えられる民事執行手続

養育費を含む扶養義務等に係る債権に基づく強制執行は、一般に、給与債権や預貯金債権に対する債権執行によって行われることが多いと推測される。この方法は、不動産執行のように高額な予納金を支払う必要はなく²²、また、債権が存在しさえすれば第三債務者から実際に支払を受けられる（たとえば、養育費の支払意思がなく、給与収入を自分のために費消してしまうような義務者からも回収可能である）のが通例であり、動産執行のように回収可能性が低い

²² 義務者が換価可能な不動産を保有しているとしてそれに対する強制執行を行うには、申立手数料のほか、不動産の売却準備のために必要な予納金（数十万円程度。民事執行法 14 条）や差押登記のための登録免許税（請求債権額の 1000 分の 4 の額）を支払う必要があるところ、それらは通例、養育費の権利者にとっては高額であり、利用困難であろう。

わけでもないため²³、最も利用しやすいと考えられるからである。また、義務者の給与債権や預貯金債権に関する情報を権利者が知らない場合には、これを取得するための手続（財産開示手続や第三者からの情報取得手続。民事執行法 197 条、206 条、207 条）を利用することも考えられる。

東京地裁と大阪地裁における令和 3 年の事件処理状況²⁴によれば、扶養義務等に係る債権に基づく債権執行事件の件数は、それぞれ 365 件（東京）、228 件（大阪）であった（ただし、取立ての成否は不明である）。また、財産開示手続の件数は、それぞれ 1151 件（東京）、620 件（大阪）であった（ただし、いずれも成否は不明である〔なお、東京地裁においては、期日が実施された事件のうち、開示義務者が出頭したのは半数程度だったようである〕。また、養育費請求権を根拠とするものの件数は公表されていない）。債務者の有する給与債権や預貯金債権に関する情報の取得手続について、まず、預貯金債権（振替社債等含む）の情報取得につき、1055 件（東京）、458 件（大阪）であった（ただし、やはり、いずれも成否は不明であり、養育費請求権を根拠とするものの件数も公表されていない）。続いて、給与債権の情報取得については、それぞれ 43 件（東京）、58 件（大阪）であった（なお、給与債権の情報取得手続の実施のためには、債務者本人に対する財産開示手続の実施を前置する必要があるため〔民事執行法 206 条 2 項、205 条 2 項〕、少なくとも同件数だけは財産開示手続も実施されたと理解できる）。こちらは、制度の建付上、養育費請求権を根拠とするものが多いと推測されるが、それ以外の請求権（生命・身体侵害による損害賠償請求権）を根拠とする場合もあり得る点に留意が必要である。

²³ 動産執行については、（義務者に対して支払圧力をかける効果はあり得るが）義務者が市場価値のある動産を有していることは少なく、実施しても奏功しないことが多いとされる。

²⁴ 以下、剣持淳子「東京地方裁判所（本庁）における令和 3 年の民事執行事件の概要」金融法務事情 2182 号（2022）6 頁以下、金地香枝「大阪地方裁判所（本庁）における令和 3 年の民事執行事件の概況」同 22 頁以下を参照した。

イ 民事執行手続を利用する前提条件

申立てを行う際には、まず、家事審判・家事調停調書や執行証書といった債務名義が必要となる（民事執行法 22 条。執行証書の場合には、執行文も必要となる〔民事執行法 26 条〕）。本報告書で言及されてきたように、監護親（権利者）・非監護親（義務者）を取り巻く状況にはさまざまあるが、実際に民事執行手続の申立てが考えられるのは、監護親が、上記の債務名義などを取得している場合である。この点に関する支援事業は、施策の③（裁判手続の申立書作成等支援）、④（裁判手続の手数料補助や裁判所によるオンライン手続案内等の支援）を参照。

また、上記の債務名義などに加えて、義務者の所在、財産状態といった情報も必要となる（義務者において資産がない場合は、強制執行が事実上不可能であることはいうまでもない）。なかでも重要であるのは、収入の有無である。具体的には、義務者が給与収入を得ている場合には勤務先や預貯金口座に関する情報、義務者が自営業である場合には預貯金口座に関する情報である。権利者が、離婚時にこれらの情報を取得していなかった場合や、離婚時には情報を有していたがその後一定期間が経過しており現在有効な情報ではない場合には、これらの情報を取得することが必要となる。なお、本調査研究においては、場合によっては、収入の有無のほか、義務者における借金（他の債権者）の有無も（上記の情報取得手続の制度を利用しても取得できないが）有益な情報であることが指摘された。これは、義務者が一定の財産を保有しており養育費請求権について一定額の回収可能性があるとしても、これによって義務者が破産するのであれば、それ自体は権利者の本意ではないので、権利者として申立てを差し控える事情になるという。

さらに、権利者の側の条件もある。まず、離婚時に執行証書を作成している場合は別論、債務名義を取得するに至るまでにもハードルがあったが、そこか

ら強制執行の申立てを行うには、さらにハードルがあり得る。最も大きいハードルは、金銭的な面である。権利者は、執行申立費用や弁護士費用といった出費を迫られるが、義務者に資力がなく（とりわけ、預貯金口座に残金がない場合）、強制執行が奏功しない場合にはすべて自己負担となる。このおそれがあるような場合には、権利者としては強制執行を躊躇せざるを得ない。また、義務者の預貯金口座が不明であるという場合には情報取得手続を利用する可能性があるが、その手続費用は1件5000円であり、第三者（銀行）が1名増えるごとに4000円加算される。義務者の取引銀行を予想できる場合はともかく、そうでない場合には、養育費権利者にとっては、費用対効果の観点から利用が難しいのが現状である。このようにして、預貯金口座が不明であり、かつ、義務者に給与収入もないような場合には、そもそも執行を断念せざるを得ないこととなる。そのほかの事情として、他の場面でも指摘されていたことであるが、日々の労働や生活に手一杯で、裁判手続を行う余裕がないということも考えられる。さらに、本調査研究においては、義務者との関係によっては、強制執行をしたら「仕返し」がされるのではないかと恐れる権利者がいることや、養育費の請求・執行によって義務者から親子交流を強く要求されることを懸念する権利者がいることなども指摘された。

(3) 本調査研究の実施策の評価について

以上、利用が考えられる民事執行手続および民事執行手続を利用する前提条件について述べてきた。東京地裁や大阪地裁の事件処理状況によれば、有意な数の債権執行手続が実施されていることが判明している。したがって、本調査研究の施策のように、民事執行手続を通じた養育費の回収を後押しすることは有益であると考えられる。

もっとも、養育費請求権の回収のために民事執行手続を利用し、それが現に奏功するためにはさまざまな条件が必要であり、実際の回収には困難が伴う

(したがって、権利者にとって負担が大きい) ということは、これまでも指摘されてきたことである。本調査研究において実際に強制執行が利用されたのは、利府町で1件あったほかは、宇部市の例に限られており、申し立てのうち半数程度で奏功したものの、奏功しなかった例も多かった(強制執行の申立てをそもそも断念したという例も多かったようである。伊賀市においてもそのような例があったとのことである) という状況であることから、上記の事情が改めて明らかとなったと思われる。なお、本調査研究においては、財産開示や第三者からの情報取得手続の利用例もなかったようである。

民事執行を通じた養育費の回収が現実には可能であることは、その前段階である裁判外の任意支払の可能性あるいは債務名義作成手続の意義に直結する事情であることを踏まえ、今回改めて明らかになった問題について取り組む必要がある。本調査研究の施策では、金銭的な支援を通じて困難な状況にある権利者が民事執行手続を利用してみようとするものの若干の後押しになる面もたしかにあるが、それ以外のハードルをクリアするものではないことが判明した。また、執行手続に至るまでにも、それが終了するにも、一定の時間がかかるため、自治体の伴走型支援に人員体制上の限界もあることが指摘された。

(4) 今回明らかにできなかった点と今後の課題

本調査研究においては、下記の2つの方法の利用可能性について十分検討することができなかった。

第1に、扶養義務等に係る債権については、平成16年改正により例外的に間接強制による執行も可能である(民事執行法167条の15)。令和3年の間接強制事件は、55件(東京)、1件(大阪)という状況にあるが、養育費請求権の取立てを目的として、この方法が利用されているかは明らかでない。過去に

は実際の利用例も存在するようであるが²⁵、おそらくこの執行方法は、現状、一般的な方法でないと思われる。その理由としては、任意弁済がされない限り別途強制執行が必要になるだけ（さらに手間暇がかかる）であるし、財産隠しの契機ともなるから、養育費権利者において申立てが躊躇されていることが考えられようか（あるいは、義務者からの仕返し、義務者の負担増を懸念しているかもしれないし、また、義務者に支払能力がないケースではそもそも俎上に上がらないであろう）。この点、自治体の担当者からは、間接強制について、そもそも義務者に支払能力がないケースが多いため検討したことはないという指摘があった。たしかに、そのような場合は利用が難しいだろうが、債務者の所在さえわかっているならば、上記の(2)イで述べた（支払能力以外の）前提条件を満たしておらずとも、利用可能であるという利点もある。そこで、今後は、平成16年改正の趣旨に立ち返り、可能な範囲でこの執行方法を活用していくことも考えられるところである。

第2に、債務者本人に対する財産開示手続である。これは、令和元年改正による罰則の強化により実効性が高まっているといわれており、財産開示手続は、現在、利用件数が増加傾向にある。そこで、まず、この手続の実施によって、義務者本人が出頭し（出頭率が未だ半数にとどまっている点は問題となる）、正確な財産状況を開示してもらうことで、その後の養育費の取立てに必要な情報を取得することが期待できないだろうか。また、この手続が実施されたこと自体が義務者に対する圧力となって、任意に支払がされることも期待できないだろうか。養育費の取立てにおいて、この方法が現在どれほど利用されているか明らかではない（執行の動きを義務者に知らせることが財産隠しの契機となり、かえって得策ではない場合もあろうか）が、上述のとおり、東京地裁、大阪地裁においては（それが奏功しているかはともかく）一定数の利用はあるよ

²⁵ 具体例について、松本哲泓『[改訂版] 婚姻費用・養育費の算定——裁判官の視点にみる算定の実務』（新日本法規出版、2020）273頁以下を参照。

うである。他方で、自治体の担当者からは、義務者に財産・収入がないことや、借金の存在がある程度判明しており、最終的な養育費回収の見通しが立たない場合が多いので、財産開示を利用したことはないという指摘もあった。財産開示についても、間接強制と同様、今後の動向が注目されるとともに、活用可能性の検討が求められているように思われる。

このように、今回改めて明らかになったハードルの解消が困難であるとしても、なお支払能力のある義務者からの養育費の回収のために利用可能な方法がないか（ハードな債権執行手続が困難であれば、養育費の支払義務を履行するように義務者の意識に訴えるソフトな財産開示手続や間接強制手続が利用できないか）、また、その方法の活用を後押しする施策があり得ないか、今後検討する余地もあるように思われる。

その他の改善提案については、令和2年6月に法務省と厚生労働省が設置した「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」における検討が重要であるため、以上とあわせて参照されたい。

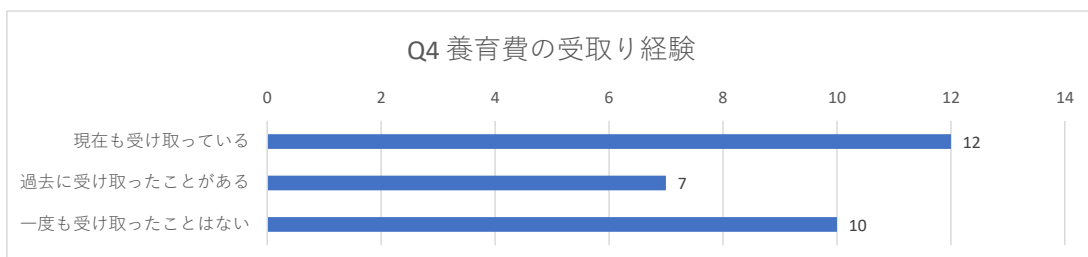
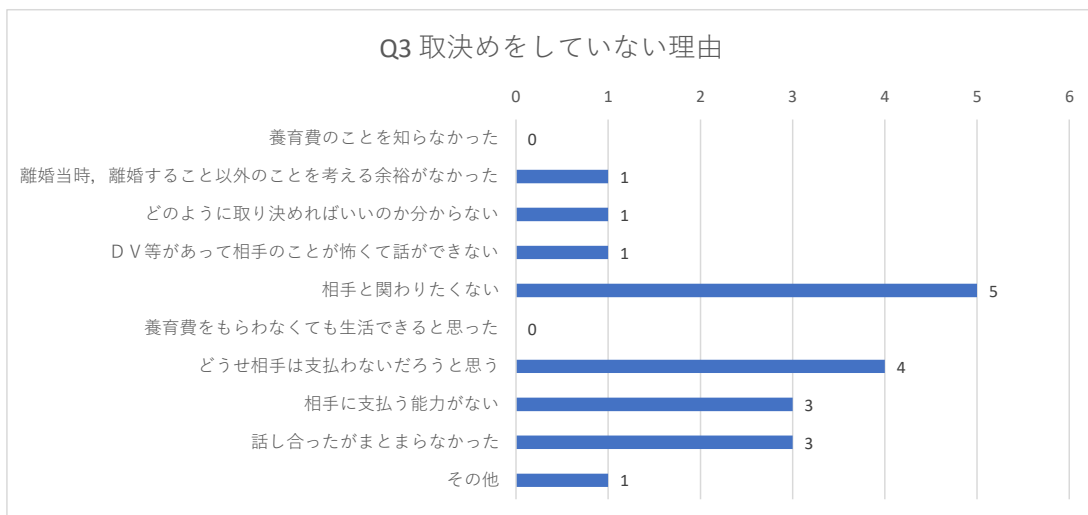
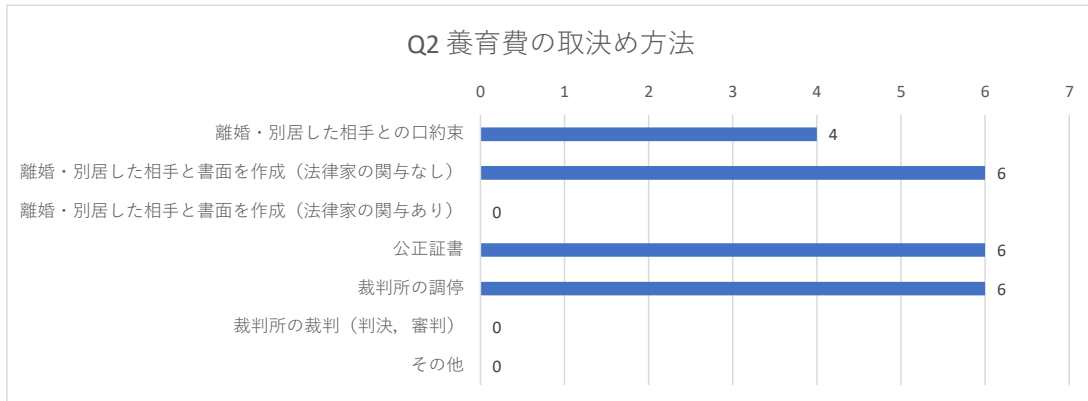
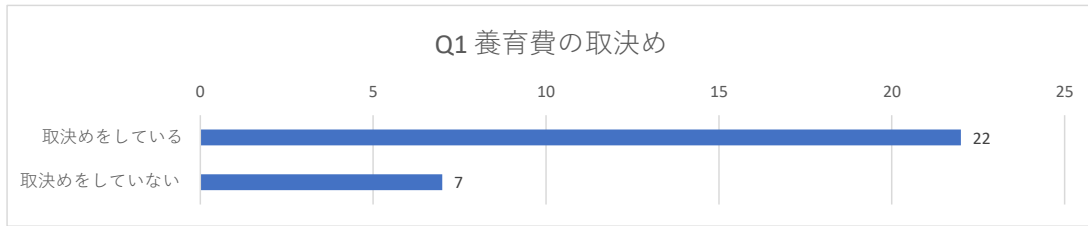
參考資料

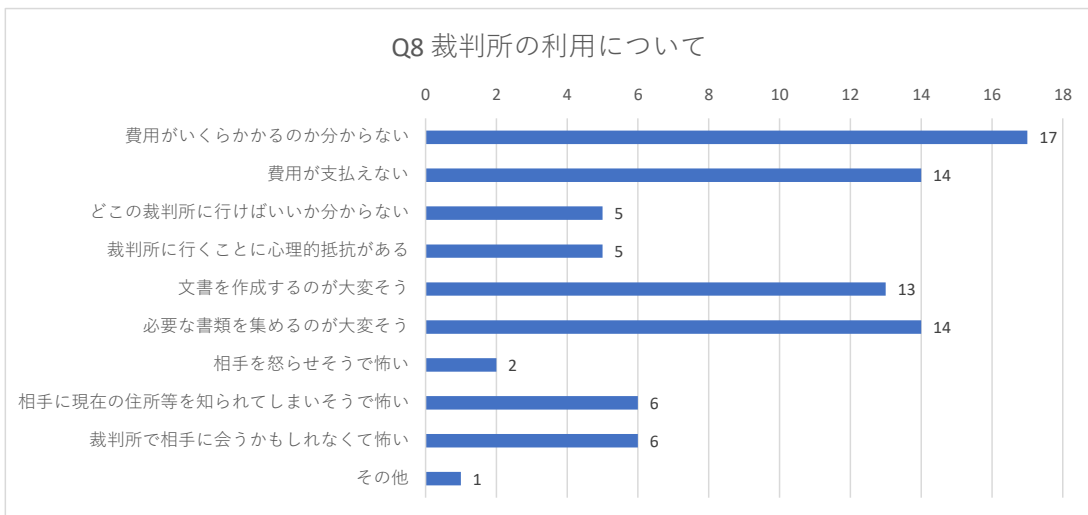
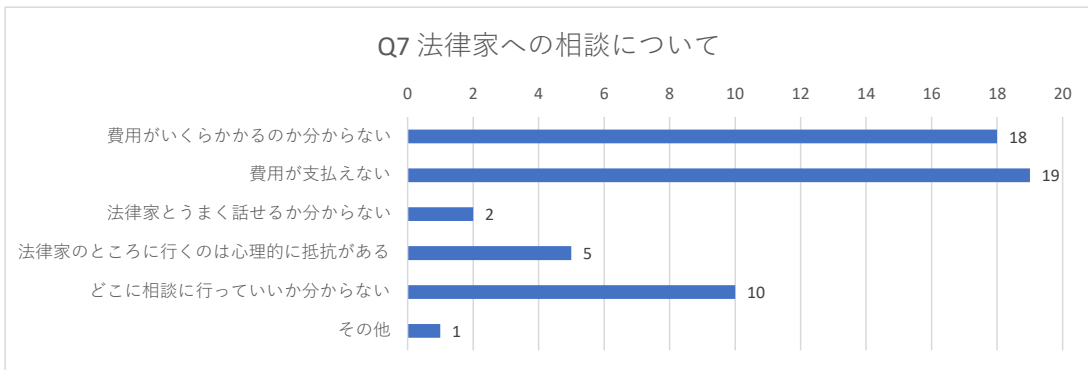
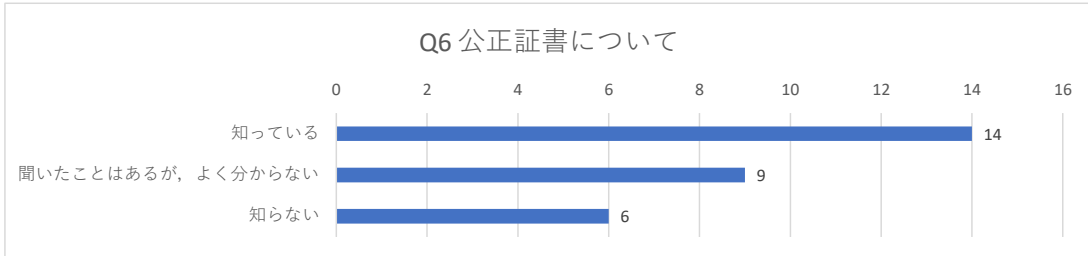
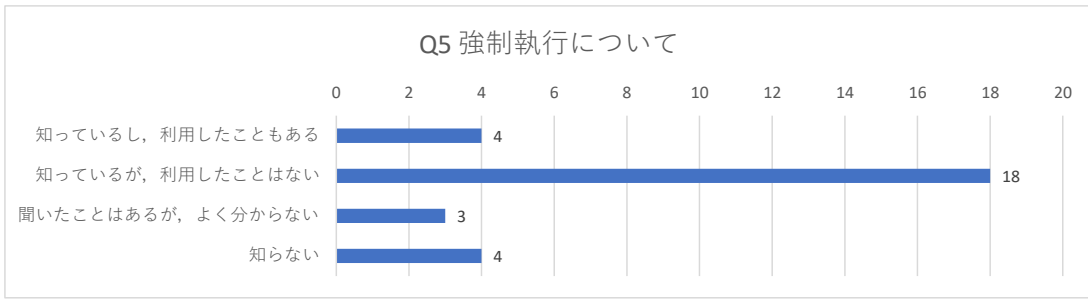
自治体名	宮城県利府町	新潟県*	東京都江戸川区	三重県伊賀市	大阪府八尾市	山口県宇部市
人口	36,067人 (5月末現在)	—	689,733人 (6月1日現在)	87,782人 (5月末現在)	262,740人 (6月末日現在)	161,097人 (6月1日現在)
施策ア 自治体内の戸籍担当とひとり親支援担当の関係部署間連携。法的支援に関するプッシュ型支援	・ (既存の連携体制も活用)	・ (既存の連携体制も活用)	・ (既存の連携体制も活用)	・ (既存の連携体制も活用)	・ (既存の連携体制も活用)	・ (既存の連携体制も活用)
施策イ 自治体にてオンライン等で弁護士による法律相談を受けられる支援 (利用料は低廉)	・ 弁護士によるオンライン法律相談		・ (区において、弁護士によるオンライン法律相談を令和4年8月より実施)	・ 弁護士によるオンライン法律相談	・ 弁護士によるオンライン法律相談	・ 弁護士によるオンラインを含めた法律相談
施策ウ 裁判手続のための申立書作成など、司法書士等の専門家を活用した支援	・ 司法書士による強制執行申立書作成費用の補助				・ (市において、案件により司法書士と連携)	・ 司法書士による強制執行申立書作成費用の補助
施策エ 調停・審判手続への付添いや家庭裁判所によるオンライン手続案内、申立手数料等補助など専門家が関与しない支援	・ 養育費に係る公正証書作成費の補助 ・ 家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助	・ 養育費に係る公正証書作成費の補助 ・ 家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助	・ (区において、養育費に係る公正証書作成費 (公証人手数料) を補助) ・ (区において、家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等を補助)	・ 津家裁によるオンラインでの調停手続等の案内	・ 大阪家裁によるオンラインでの調停手続等の案内	・ 養育費に係る公正証書作成費の補助 ・ 家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助 ・ 家庭裁判所への付添い支援 ・ 山口家裁によるオンラインでの調停手続等の案内
施策オ 民間の認証ADRの利用広報や申立手数料補助等、オンラインでの民間調停(ODR)等の提供		・ ADR (オンライン) の利用に係る費用補助	・ (区において、弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADRに係る申込料等を補助)		・ (市において、民間総合調停センター等のチラシを備置)	
施策カ 面会交流支援団体等の活用						
施策キ 離婚当事者間の連絡・仲介等、自治体が主体となって実施可能な紛争解決の支援	・ 意見交換会	・ 意見交換会	・ 意見交換会 ・ 調停手続に関する家庭裁判所との意見交換会	・ 意見交換会	・ 意見交換会 ・ 関係機関による相談員向け研修及び打ち合わせ	・ 意見交換会
施策ク 民事執行手続について、申立書作成や申立手数料の補助などの支援	・ 強制執行申立書作成費用及び申立費用の補助			・ 強制執行等申立て費用補助	・ (市において、強制執行申立費用等の補助)	・ 強制執行申立書作成費用及び申立費用の補助
その他	・ 児童扶養手当受給者を対象に、養育費に関するアンケートを実施 (7月)	・ 県全体でプレADRを実施		・ 児童扶養手当受給者を対象に、養育費に関するアンケートを実施 (8月)		
備考	9月1日から開始	10月17日から開始	—	8月1日から開始	10月3日から開始	6月1日 (エの家裁によるオンライン手続案内は8月1日) から開始

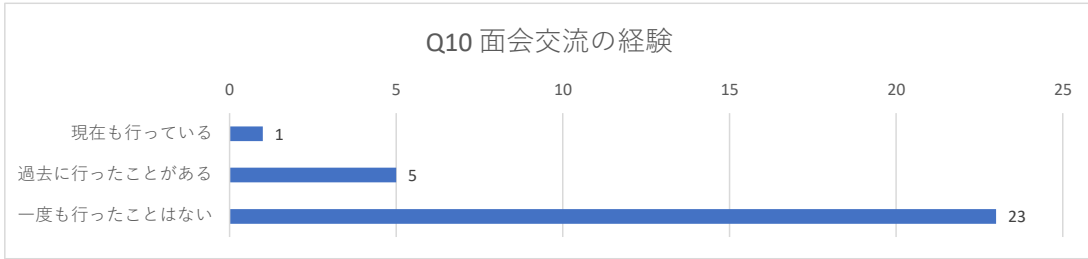
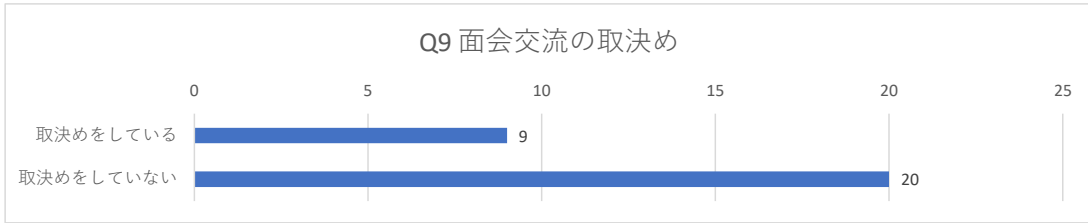
* (上越地域) 上越市、妙高市、糸魚川市 / (中越地域) 加茂市、三条市、見附市、柏崎市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、十日町市 (下越地域) 村上市、胎内市、新発田市、阿賀野市、五泉市、燕市 / 佐渡市

養育費等に関するアンケート（利府町）

- ・調査方法：ウェブ回答
- ・調査(回答)期間：2022年7月19日(火)～2022年8月22日(月)
- ・調査対象・人数：児童扶養手当受給者264名に送付、ウェブにて29名より回答（回答率 11.0%）

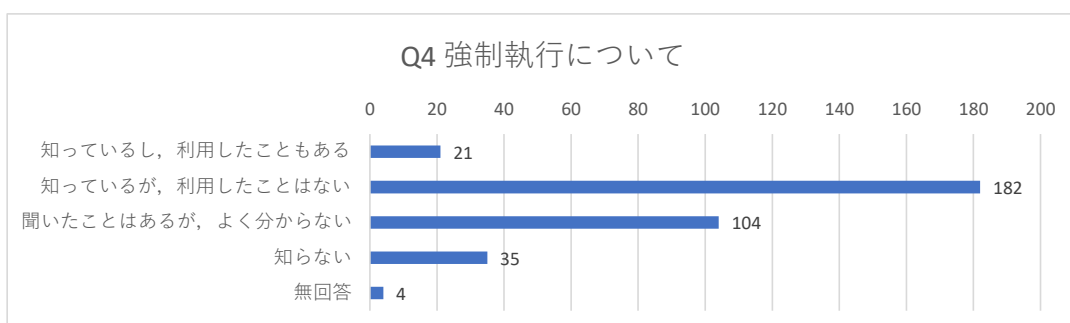
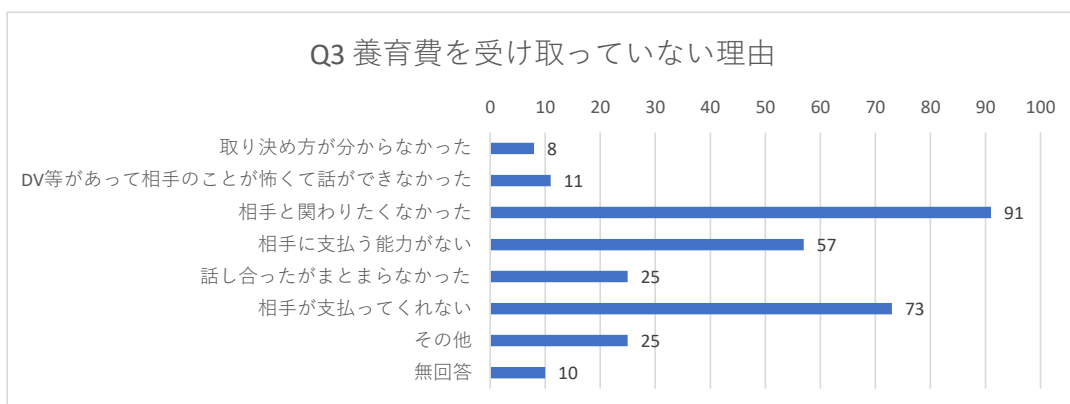
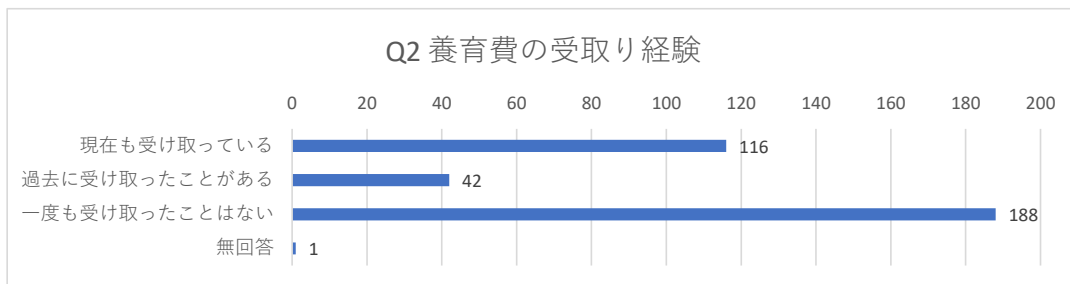
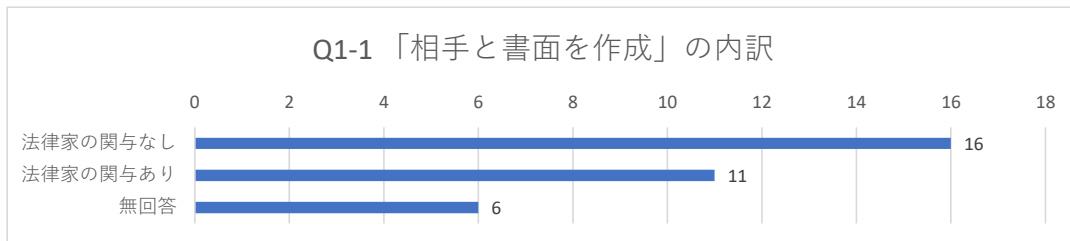
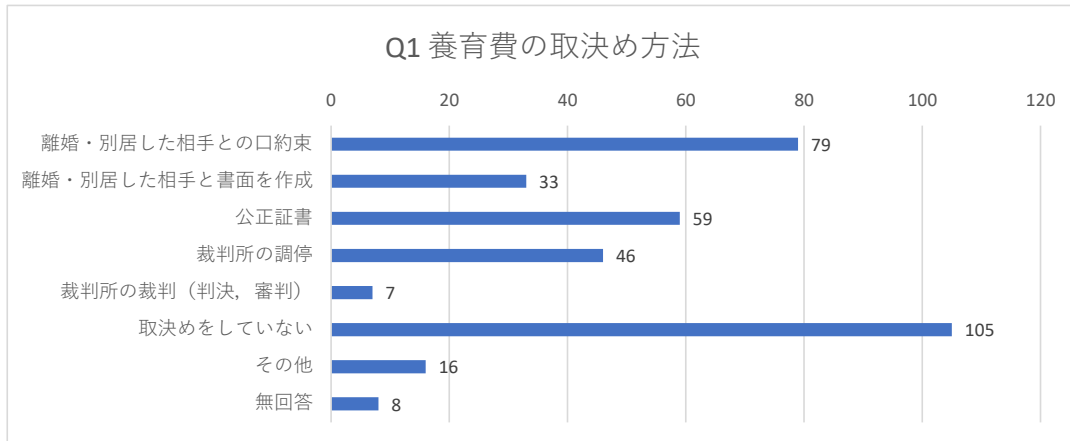


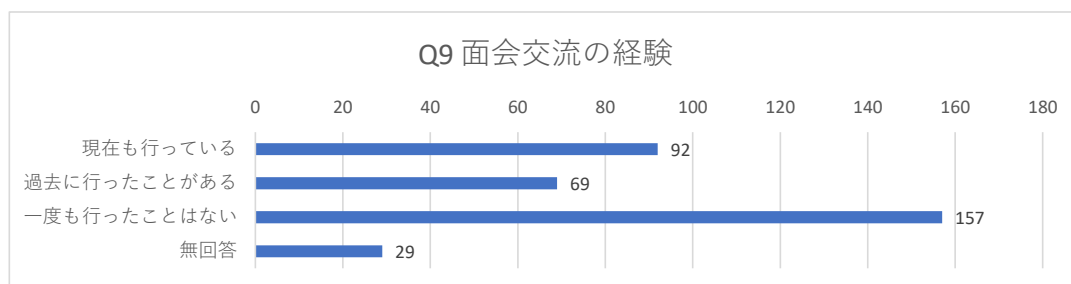
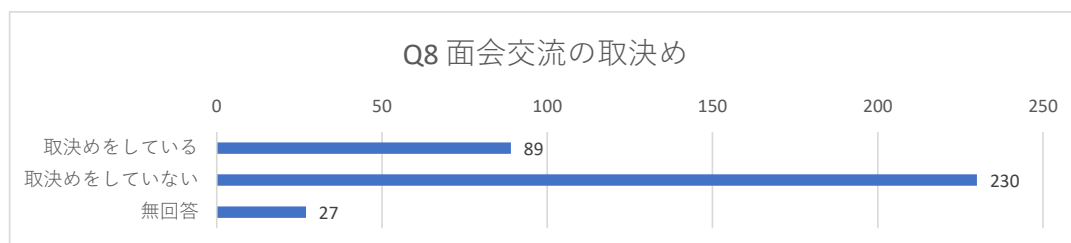
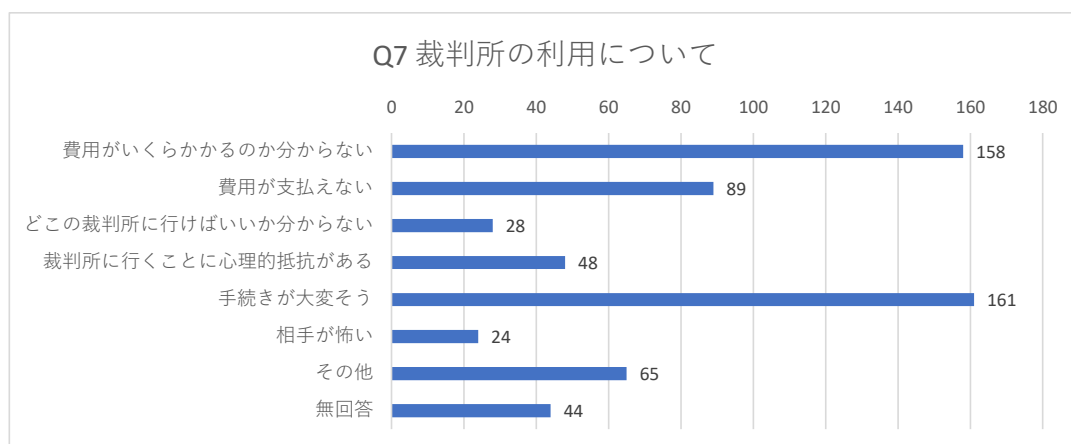
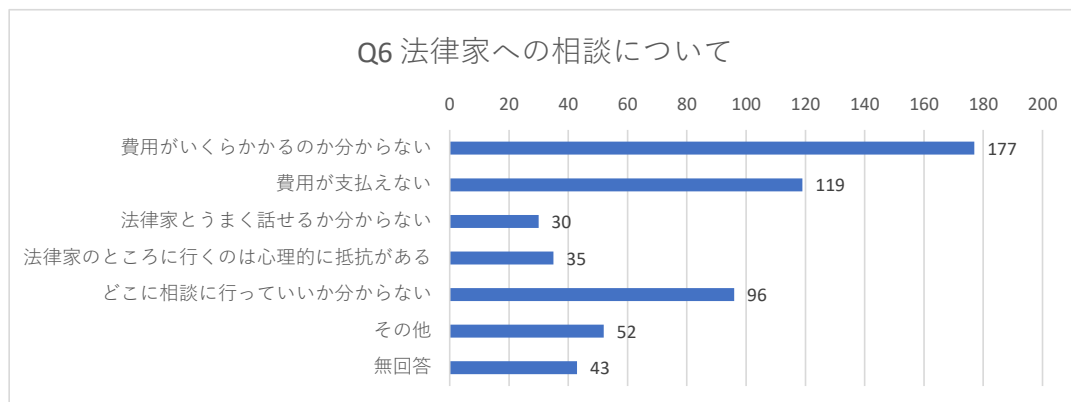
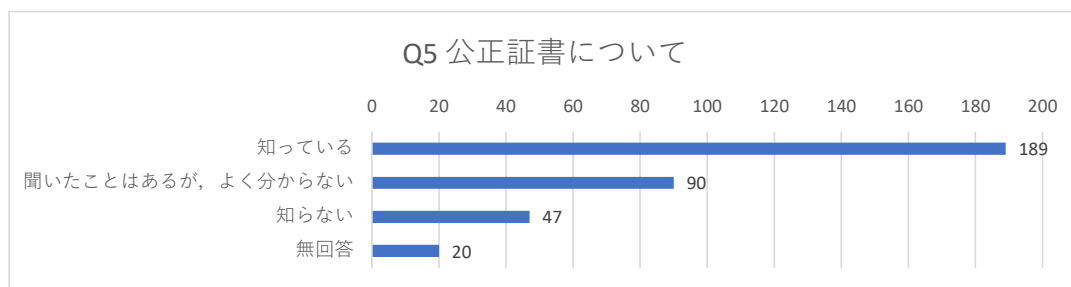




養育費等に関するアンケート（伊賀市）

- ・調査方法：アンケート用紙の回収・ウェブ回答
- ・調査（返送）期間：2022年8月1日（月）～9月16日（金）
- ・調査対象・人数：児童扶養手当受給者668名に送付、用紙にて335名、ウェブにて11名より回答（有効回答数346）（回答率 51.8%）





モデル事業・利用者アンケート

- ・調査方法：アンケート用紙による回収またはウェブ形式
- ・実施期間：2022年6月1日(水)～2023年2月28日(火)
- ・調査対象：各自治体で本モデル事業の施策を利用された方

* 本アンケートでは、対象者の方に、本モデル事業の施策を利用された感想等をうかがった。ここにあげているのは一部抜粋である。

- 本来支払われないといけないものなので、この支援を利用して支払われるようになったからよかった。
- 養育費のことを周りに相談できず悩んでいたけど、話を聞いてもらい、とても励ましてもらい前向きに考えられた。
- 離婚については周りに相談しづらいが、支援でお話しできた弁護士さんの方がきちんと話を聞いてくれた気がします。法律の知識や何通りかの解決方法を教えてもらったのもよかった。
- 公正証書を作成した日に公証役場でこの支援を知り、無職で離婚をしてお金に不安があったのでとても心強く感じた。
- お金を支払わなくてもいいというのに助けられた。離婚をし、お金もなく子どもを育てるのに不安だったので。弁護士の先生に相談することは、すごく高いハードルに感じていたが、このような機会をいただき、とても助かった。
- 窓口で「気になってます」、「いつでも報告にきてください」といってもらえて、利用しやすくなった。
- 友人や SNS をみていると離婚したい人や養育費をもらう立場の人が金銭的に不安を抱えていたり、弱者の場合が多いので、この支援が拡がれば救われる人はたくさんいると思う。
- 養育費をもらえないなら仕方ないと諦める人が多いと思うので、もっと全国に拡大して、悩んでいる人が減るといいと思う。
- お金の支援もとても助かるが、精神的な DV に対する知識を拡める支援があるといい。相談にいくまで、自分が経済的 DV や精神的 DV を受けている自覚がなかったので、何気ない日常にも DV が潜んでいることをもっと DV を行う側が自覚できるようになればいいと思う。どこかに相談をした際に、配偶者に注意をしてもらえるような仕組み等があるといい。
- 弁護士費用を全額支給にして全国に拡大してほしい。最終的には何らかの罰則をもうけるなど、国で法を整えてほしい。
- もっと養育費のことなど手続を簡単にできるように、国からの支援がほしい。強制執行をした場合の債務者の嫌がらせが怖いので、権利があっても悩む。警察や弁護士などと連帯を組んでくれるといい。

町民交流館(ヘア・パル利府)
臨時休館のお知らせ

◆9月17日(土) (館内清掃のため)

◆9月24日(土)~25日(日)

(「こどもまちなか」開催のため)

問 財務課 管財契約係

☎767-2116

「マイナポイント第2弾実施中」
マイナンバーカードの申請は
お早めに!

現在、国では、マイナポイント第2弾
を実施しています。

最大2万円分のポイントがもらえる
マイナポイントの申込にはマイナンバー
カードが必要です。ポイント付与の対象
となるマイナンバーカードの申請期限は
9月末までですので、この機会にお早め
に申請してください。マイナポイントの
申し込み期限は、令和5年2月末まで
です。

問 町民課 マイナンバー係

☎767-2118

●日曜開庁日

9月11日(日) 午前9時~午後1時
【取り扱い窓口】

転入・転出等の手続きや、
住民票等の諸証明発行、納税相談、
水道開閉栓手続き等

●マイナンバーカード交付夜間臨時窓口

9月1日(木)、15日(木) 午後7時30分まで
マイナンバーカードの受け取り

※受け取りは、前日までのご予約の方に限ります。
各種証明書等発行、住所変更等の手続きは受付
できません。

●夜間納税相談窓口

9月30日(金) 午後8時まで

●今月の納期限

9月30日(金)

- ・固定資産税第3期
- ・国民健康保険税第4期
- ・後期高齢者医療保険料第3期

養育費のことで悩んでいませんか

公正証書や家庭裁判所での手続きを支援します

離婚などによりひとり親となった世帯のお子さんにとって、離れて暮らす親から養育費をもらうことはとても重要です。

このたび、町では、離婚後の養育費不払い解消に有効な施策を検証するために、法務省が実施する養育費不払い解消等調査研究事業のモデル事業実施自治体に選定されました。離婚に関することやその後の生活・就労に関することなど弁護士による法律相談や離婚時にかかる費用を補助します。なお、本モデル事業期間は、令和5年2月末までとなります。

1 弁護士によるオンライン法律相談

※事前予約が必要です。

養育費などにかかわる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士の法律相談を無料で受けることができます。養育費について何も取り決めていない方、口約束や自分たちで作成した書面で取決めていない方も、この機会に相談してみたいかでしょうか。

- 対象者：利府町内に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を養育している方
- 相談日：令和5年2月28日(火)まで(土・日曜日及び祝日除く)で相談弁護士が応じられる日時(要予約)
- 相談場所：利府町役場2階 会議室
- 申込方法：相談希望日(複数の希望日時)を担当までご連絡ください。相談を希望する方と弁護士のオンライン相談日時を調整します。
- 相談費用：無料

2 公正証書、調停・審判申立費用等の補助

- 対象者：令和5年2月28日(火)までに養育費に関する公正証書等を作成された方
- 補助対象：①公正証書の取り決めに係る公正人手数料
②家庭裁判所の調停・審判申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料など

必要書類

- ・請求書(指定様式)
- ・補助対象の領収書
- ・公正証書を作成したこと、または調停・審判を申し立てたことを証明する書類の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

3 強制執行申立費用の補助

- 対象者：①令和5年2月28日(火)までに養育費の強制執行申立をされた方
②養育費の取り決めについて、一定の公的書類(債務名義)※を既にお持ちの方
※公正証書(強制執行認諾条項付)または調停調書・審判書・判決
- 補助対象：①強制執行申立てにかかわる諸問題について、弁護士による相談および、弁護士または司法書士による文書作成料
②第三者からの情報取得手続きおよび財産開示手続き等の申立てに要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料など

必要書類

- ・請求書(指定様式)
- ・補助対象の領収書
- ・補助対象の申立書等の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの



養育費について取り決めておくことは、お子様の生活や将来のために大切なことです。

問 子ども支援課 子ども企画係 ☎767-2193

離婚を考えている/既に離婚している方へ

新潟県から、重要なお知らせです

養育費の取決めが 子どもの未来を守ります

子どもにとって、両親の離婚は大きな出来事です。子どもが健やかに成長していけるように、養育費の取決めを行うことが大切です。

法務省
養育費不払い解消等
調査研究事業



チルドレン・ファースト

養育費取決め促進事業

新潟県が、養育費の取決めにかかる費用を補助します。

実施期間

令和4年10月17日～令和5年2月28日

対象者

新潟県内（新潟市、長岡市、町村部を除く）に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を養育している方

補助内容

- ・公正証書作成
 - ・調停申し立て・裁判手続き
 - ・ADR 申込
- に係る費用

対象費用

- ・公証人手数料
- ・調停・裁判に要する費用
- ・ADR 申込料や依頼料に相当する費用
- ・調停期日費用に相当する費用

補助額

対象費用として支払った金額

上限額

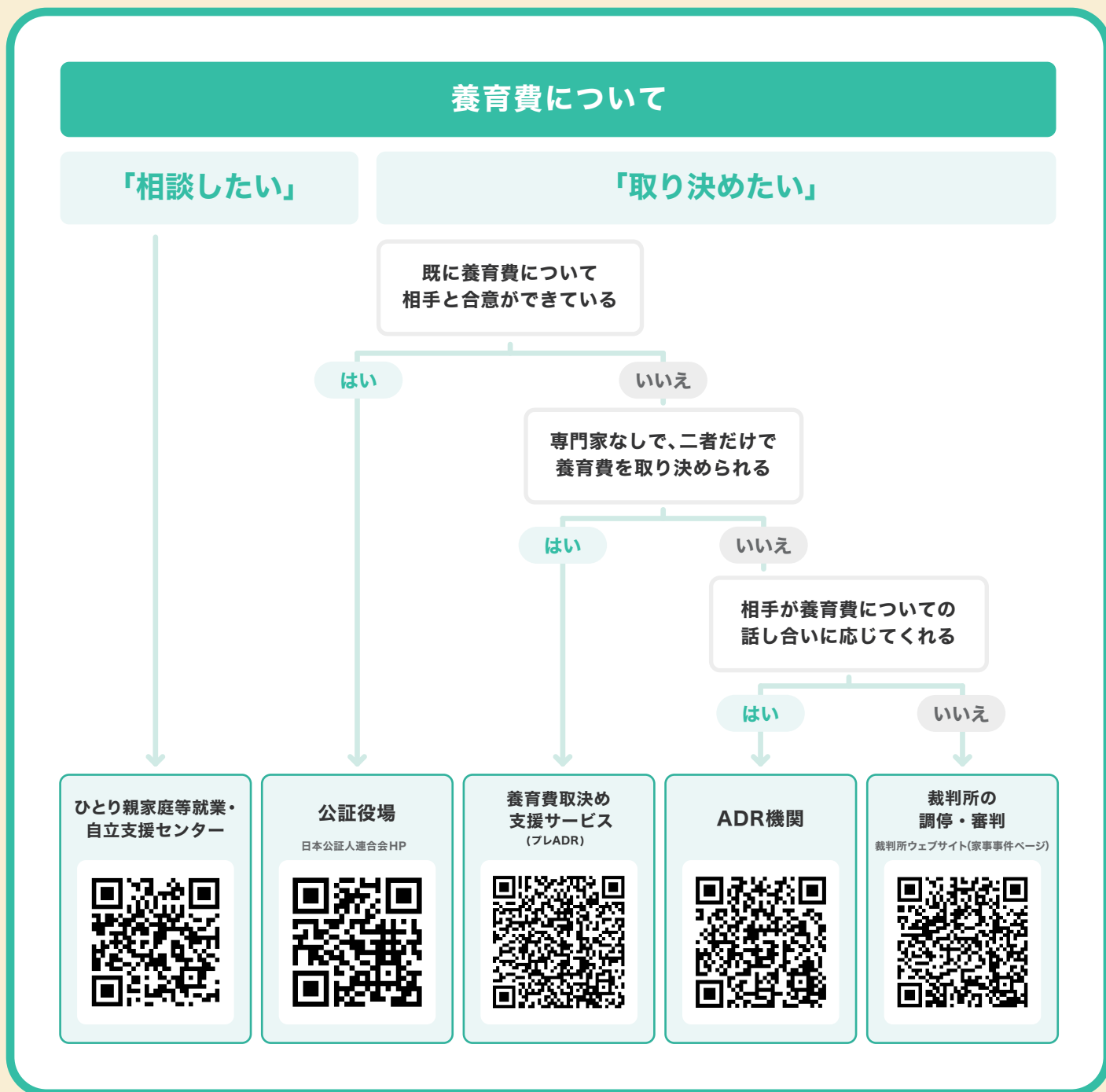
55,000円 (税込)

申請方法の詳細は右記 QR コードからご確認ください。

事業の詳細や申請方法
についてはこちら



まずは、あなたの状況にあった 養育費取決めの機関にご相談ください



新潟県福祉保健部子ども家庭課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL:025-280-5216 FAX:025-281-3641

ひとり親家庭の皆さまへ

養育費の不払い解消等の お手伝いをします

「養育費をもらうのを諦めている」、「何度請求しても養育費を払ってくれない」、「離婚協議しているけれど、養育費や面会交流をどう取り決めたらいいの」、「養育費に関する家庭裁判所の手続きが難しい」などの悩みを、市役所の相談室でオンライン相談できるようになりました。

※これは、法務省のモデル事業を活用し、三重県内では伊賀市のみ実施しています。

伊賀市役所の相談室で、市相談員が同席のもと、次のサービスをご利用いただけます。

◆ 無料オンライン法律相談

三重弁護士会・事業登録弁護士の法律相談を無料で受けられます。
事前予約制で、法律相談までに必ず市相談員への相談が必要です。

◆ 家庭裁判所オンライン手続案内

津家庭裁判所から養育費に関する調停手続き内容をオンラインで説明してもらえます。
※ 事前相談は必須ではありませんが、予約いただくとスムーズです。

《対象者》 次の①、②どちらにも該当する方

- ① 相談内容に養育費または面会交流が含まれる方
- ② 母子・父子自立支援相談、女性相談の相談者に該当する方

《利用方法》 こども未来課へ来所されるか、下記お問い合わせまで電話で申込みください。

《実施期間》

2022（令和4）年8月1日から2023（令和5）年2月28日まで

《お問い合わせ》

伊賀市役所こども未来課

電話：0595-22-9677 / 0595-22-9609（相談専用）

F A X：0595-22-9646 メール：kodomo@city.iga.lg.jp

養育費や面会交流について
お悩みの方へ



養育費や面会交流についての取決めを 八尾市がサポートします

養育費や面会交流はこどもたちにとって、とても大切なことです。

八尾市では「令和4年度法務省養育費不払い解消等調査研究事業」(法務省モデル事業)を活用し、取決めに向けた下記の事業を実施します。

実施期間 令和5年2月末まで 



オンライン法律相談

市役所で大阪弁護士会の法律相談が受けられます。(要予約)

※オンラインで実施

○時間 1回 30分

○費用 無料

※事前に相談員と相談内容をまとめていただきます。



家庭裁判所手続き案内

家庭裁判所の調停手続き案内を市役所で受けられます。(要予約)

※オンラインで実施

○費用 無料



母子父子自立支援員(相談員)が同席しますので、ご安心ください

【 問合せ・申込先 】

八尾市こども若者部こども若者政策課

TEL:072-924-3988 FAX:072-924-9548

mail:kodomoseisaku@city.yao.lg.jp

法務省
養育費不払い解消等
調査研究事業



チルドレン・ファースト

詳細は裏面をご覧ください 

モデル事業の利用について

対象となる方 つぎのいずれにも該当する方

- 相談内容に養育費または面会交流が含まれる方
- 八尾市にお住まい(又は転入予定)の方

<オンライン法律相談>

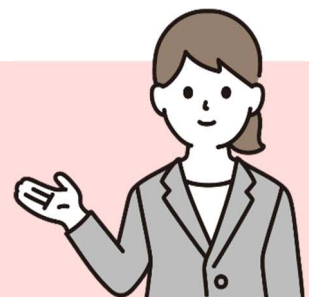
- ①相談員との事前相談日時を調整する。
- ②相談員と弁護士へ相談したい内容を整理する。
- ③大阪弁護士会との相談日時を調整する。
- ④市役所にてオンラインで法律相談を受ける。(相談員も同席します)

<家庭裁判所手続き案内>

(必要に応じて事前に相談員と内容を整理する)

- ①家庭裁判所から説明を受ける日時を調整する。
- ②市役所にてオンラインで調停手続きの案内を受ける。(相談員も同席します)

お悩みの解決におけ、母子父子自立支援員もサポートします。
ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。



取決めの参考にどうぞ

「子どもの養育に関する合意書
作成の手引きとQ&A」HP→



予約・問い合わせ先

八尾市こども若者政策課 ☎072-924-3988

養育費確保を サポートします



養育費について取り決めをしておくことはお子様の生活や将来のために大切なことです。取り決める際には、養育費が支払われない場合に強制執行を利用することができるよう、公正証書等の公的書類を作成しておくことが大切です。

養育費確保サポート事業

(事業実施期間：令和4年6月1日～令和5年2月28日)

対象者：宇部市に居住し、養育費などの取り決めの対象となる児童を養育している方

1. 弁護士による法律相談

養育費などにかかわる相談に無料で応じます。

2. 公正証書、調停・審判申立、強制執行申立費用の補助

公証人手数料および調停・審判申立に係る費用を補助します。
弁護士、司法書士に依頼した強制執行申立に係る費用を補助します。

3. 母子・父子自立支援員の同行

裁判所への付き添い支援や弁護士相談をされる際に、支援員が同行します。

事業の詳細は裏面をご覧ください。

新設

ひとり親家庭等相談窓口（宇部市役所1階11番窓口）

養育費や子育て、就業など、離婚前後のひとり親家庭の悩みに、母子・父子自立支援員が問題解決のお手伝いをします。プライバシーに配慮した個室も用意していますので、ご相談ください。

宇部市の養育費確保サポート事業

令和4年度 法務省養育費不払い解消等調査研究事業

宇部市では、ひとり親家庭などの相談支援を専門に行う母子・父子自立支援員を配置しています。離婚に関することやその後の生活・就労に関することなど、様々なご相談をお受けして、一人ひとりに必要な支援のご提案をさせていただきます。

1. 弁護士による法律相談

養育費などにかかわる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士の法律相談が無料で受けられます。※事前予約が必要です。

- 相談時間：1回30分 ※オンラインでの相談もできます

2-1. 公正証書、調停・審判申立費用の補助

(1) 対象者

本調査研究事業を活用し、令和5年2月28日までに養育費に関する公正証書等を作成された方。

(2) 補助対象

- ①公正証書の取り決めに係る公証人手数料
- ②家庭裁判所の調停・審判申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料

- 必要書類：①請求書（市様式） ②補助対象の領収書
③公正証書を作成したこと、または調停・審判を申立てたことを証明する書類の写し
④その他市長が必要と認めるもの
- 提出期限：令和5年2月28日（火）までに、こども政策課窓口へ提出

2-2. 強制執行申立費用の補助

(1) 対象者

本調査研究事業を活用し、令和5年2月28日までに養育費などの強制執行申立をされた方。

養育費などの取り決めについて、一定の公的書類（債務名義）*を既にお持ちの方。

(* 公正証書／強制執行認諾条項付または、調停調書・審判書・判決)

(2) 補助対象

- ①強制執行申立にかかわる諸問題について、弁護士による相談および弁護士または司法書士の文書作成料
- ②第三者からの情報取得手続きおよび財産開示手続きの申立てに要する収入印紙代、予納郵便切手代、資格証明書取得費用（代表者事項証明書）など
- ③強制執行申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、必要書類取得費用

- 必要書類：①請求書（市様式） ②補助対象の領収書 ③補助対象の申立書等の写し
④その他市長が必要と認めるもの
- 提出期限：令和5年2月28日（火）までに、こども政策課窓口へ提出

3. 母子・父子自立支援員の同行

裁判所への付き添い支援や弁護士相談等をされる際に支援員が同行します。※事前予約が必要です。

- 日 程：月曜日～金曜日
- 時 間：午前9：00～午後4：00
- 同行先：山口家庭裁判所宇部支部

養育費の当事者間での取り決めが進まない方へ

UBE 宇部市
未来を彫刻するまち

法務省
養育費不払い解消等
調査研究事業



ネルドレン・ファースト

市役所で
裁判所と
オンライン



お子さんの生活のために

相談から裁判所の手続き案内まで

養育費の請求に関する手続きを

宇部市がサポートします。

令和4年8月スタート

市役所から、山口家庭裁判所本庁職員とオンラインでつなぎ、養育費等の請求に関する制度説明や調停手続き案内を市担当者と一緒に受けることができます。

対象者 宇部市に居住し、養育費などの取り決めの対象となる児童を養育している方

開設日時 月曜日から金曜日の9時30分から16時（年末年始、祝日は除く）

ご相談は
こちら

宇部市役所1階 ⑪ 子ども・子育て窓口（ひとり親家庭等相談窓口）

宇部市 こども政策課 | ☎ 0836-34-8331 FAX 0836-22-6051

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 | (平日午前8時30分～午後5時15分) ※ただし予約があれば木曜日は午後7時まで

市役所オンライン窓口でのサポートの流れ

11 子ども・子育て
こども・こそだて

STEP 1 子ども・子育て窓口（ひとり親家庭等相談窓口）で、母子・父子自立支援員に事前相談。

まずは、裁判所から説明を受けたい内容を整理します。



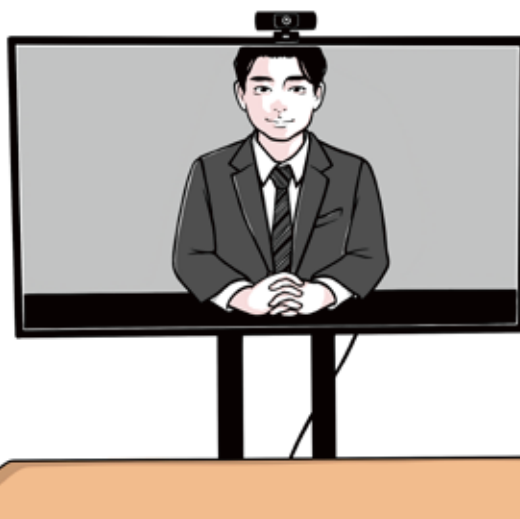
STEP 2 山口家庭裁判所本庁とオンラインでつなぎ、裁判所職員から手続きや流れ等の案内を受けます。

直接、裁判所に出向くことなく、申立準備が可能です。

「申立書等の記入方法」

「申立に必要な書類の案内」

「書類に不備がないかチェック」など



作成した申立書等は、相手方が居住する地域にある家庭裁判所に郵送か持参で申立できます。

※ワンストップによるご案内を原則としていますが、山口家庭裁判所本庁の窓口が混雑している場合は、別の日を指定させて頂いたり、お待たせすることがあります。事前に予約をしていただくとお待たせすることなく案内を受けられます。

江戸川区における養育費の取組

～ 相談業務を通して課題整理を行うその先へ～

- 1 . 本区の概要
- 2 . 本区の相談事業
- 3 . 令和4年度 新規事業
 - (1) 養育費確保支援事業
 - (2) 法律相談のオンライン化

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課長

江戸川区における養育費の取組

～ 相談業務を通して課題整理を行うその先へ～

1 . 本区の概要

2 . 本区の相談事業

3 . 令和4年度 新規事業

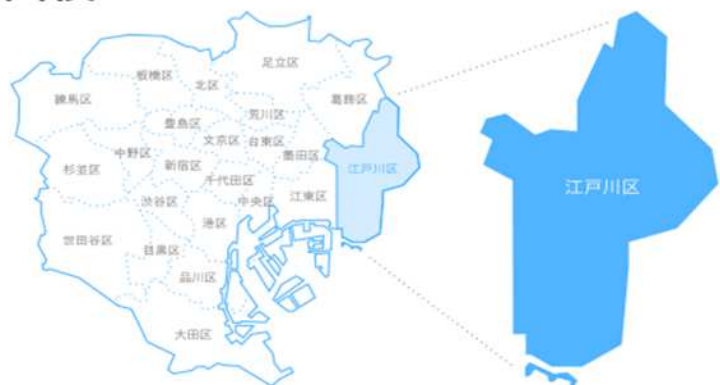
(1) 養育費確保支援事業

(2) 法律相談のオンライン化

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課長

江戸川区の紹介

面積



49.09 km²

※23区で4番目



公園面積

(葛西海浜公園を除く)



365,534,688 m²

(令和4年4月)

東京23区中1番

江戸川区の人口と世帯状況

(令和4年4月1日時点)

23区中5番目に多い

人口：688,602人

世帯数：346,769世帯

うち、18歳未満の児童がいる世帯：62,445世帯

うち、ひとり親世帯：約8,268世帯

うち、児童扶養手当受給世帯：4,675世帯

江戸川区の現状（人口動態と土地）

人口動態（R2年）

合計特殊出生率	1.27	23区中4番
婚姻率	4.8	23区中22番
離婚率	1.76	23区中9番

・婚姻率 = 年間婚姻届出数 / 日本人人口 × 1000
(届出件数は夫の住所地で算定)

・離婚率 = 年間離婚届出数 / 日本人人口 × 1000
(届出件数は別居する前の住所地で算定)

東京都福祉保健局「東京都人口動態統計年報（確定数）令和2年」より

地価公示の状況

住宅地の平均価格 356,900円/m ²	23区中3番 目に安い
-------------------------------------	----------------

(参考)
東京都区部平均価格 620,600円/m²
国土交通省「令和4年地価公示」より

江戸川区における養育費の取組

～ 相談業務を通して課題整理を行うその先へ～

- 1 . 本区の概要
- 2 . 本区の相談事業**
- 3 . 令和4年度 新規事業
 - (1) 養育費確保支援事業
 - (2) 法律相談のオンライン化

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課長

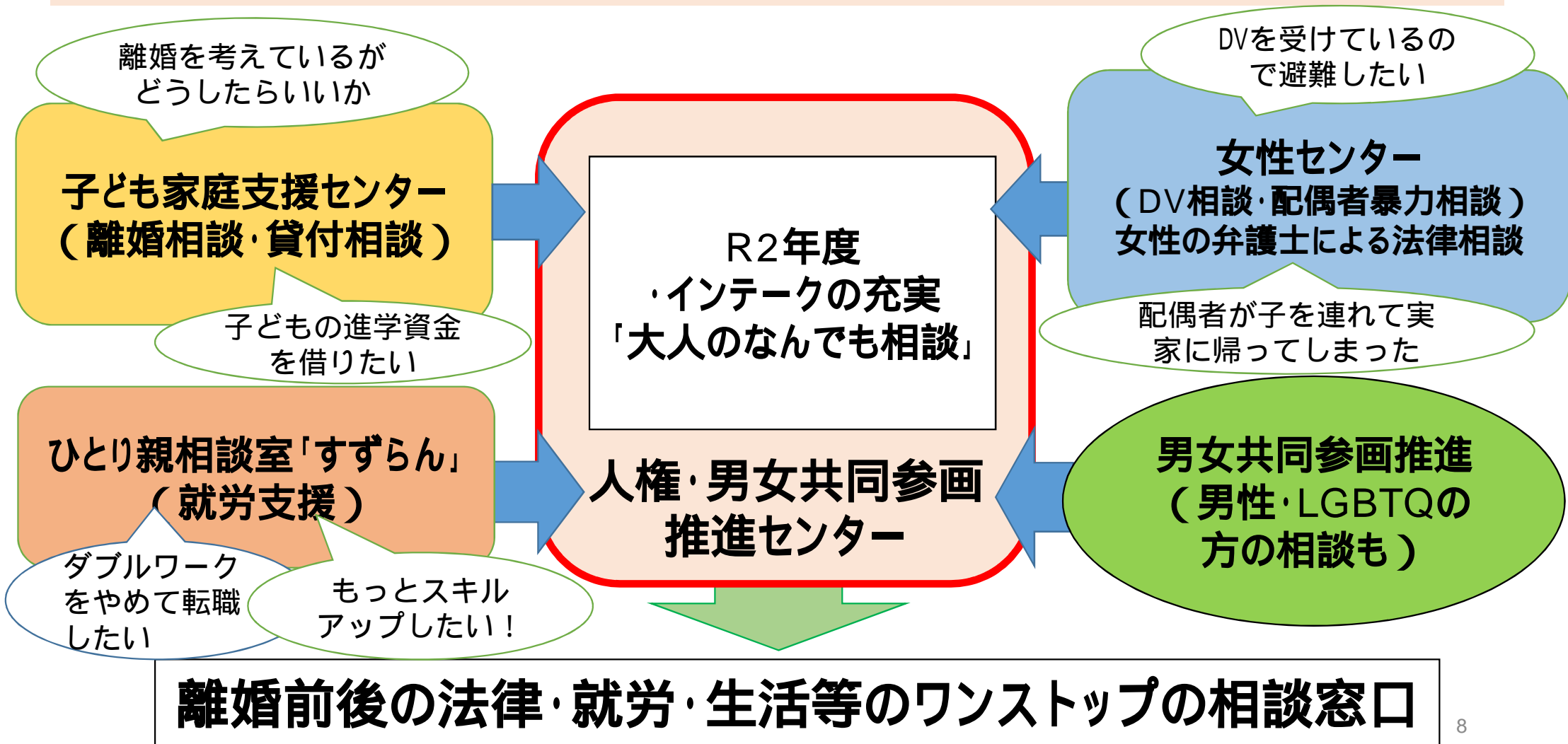
人権・男女共同参画推進センター

人権・男女共同参画推進センターでは、夫婦・親子の問題解決に向け、ご相談の内容に応じて、適切な窓口のご紹介をする「大人のなんでも相談」を開設しています。

また、法的な判断を必要とする問題については、弁護士による無料の法律相談を行っています。さらに施設内には、ひとり親家庭の子育てや生活から就労紹介まで、ワンストップで専門の相談員が相談対応する、ひとり親相談室「すずらん」を設置しています。



人権・男女共同参画推進センターの設立経緯



相談事業のフロー図



法律相談内容の事例

配偶者が生活費を入れなくなった。離婚を考えており離婚の進め方や養育費について相談したい。

公正証書の作成を拒否されてしまった。法的に効力のあるものを残したいので、助言をしてほしい。

代理人から協議離婚に向けての通知が来た。どのように対応したらよいか相談したい。

現在別居中。婚姻費用をもらい別居を続けたほうがいいのか、離婚して財産分与をしたほうがいいのか。

人権・男女共同参画推進センターの設立経緯

子ども家庭支援センター
(離婚相談・貸付相談)

ひとり親相談室「すずらん」
(就労支援)

R2年度
・インテークの充実
「大人のなんでも相談」
R3年度
・平日の法律相談開始
「離婚・DV等
法律相談」

人権・男女共同参画
推進センター

女性センター
(DV相談・配偶者暴力相談)
女性の弁護士による法律相談

男女共同参画推進
(男性・LGBTQの
方の相談も)

離婚前後の法律・就労・生活等のワンストップの相談窓口

法律相談実績について（令和2・3年度）

令和2年度（第3土曜日のみ）

- 離婚 37件
- 慰謝料 4件
- その他 4件
- 合計 45件

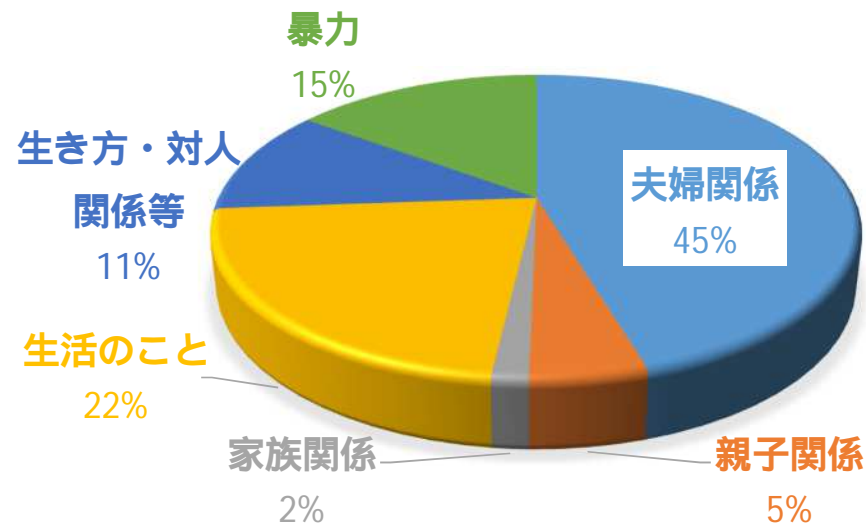
令和3年度（平日相談開始）

- 離婚 233件
- 財産分与 14件
- 慰謝料 5件
- 保護命令等 4件
- その他 33件
- 合計 289件

大人のなんでも相談

【令和3年度 大人のなんでも相談窓口の相談実績】

						件数
夫婦関係	親子関係	家族関係	生活のこと	生き方・対人関係等	暴力	合計
1,019	111	35	494	252	335	2,246



法律相談【予約制】

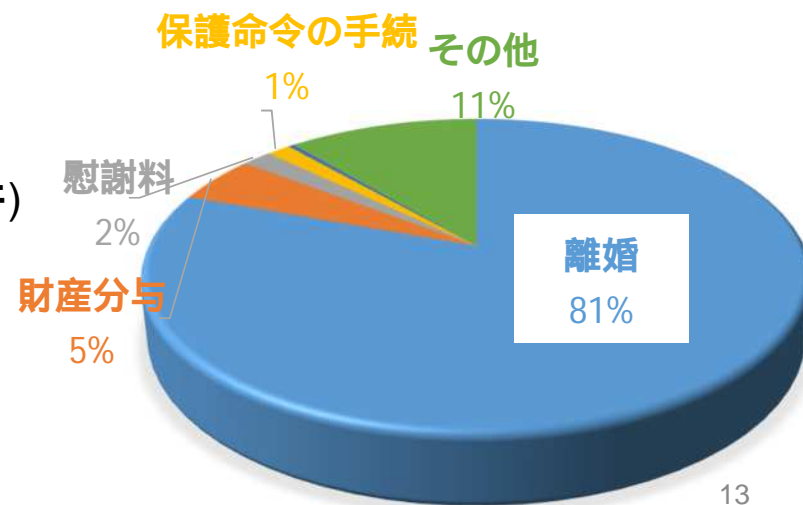
「離婚、DV等」、「LGBTQ」に関する法律相談

令和3年度開始：月水金（第2水曜夜間可）、1日3組 面接相談

- ・離婚、DV、親権、調停、婚姻費用、養育費など 265件(内夜間17件)
- ・戸籍の変更に関すること、アウティング（暴露）の被害など

女性弁護士による法律相談

令和2年度開始：第3土曜日、1日6組 面接相談 24件
法律相談全般



江戸川区における養育費の取組

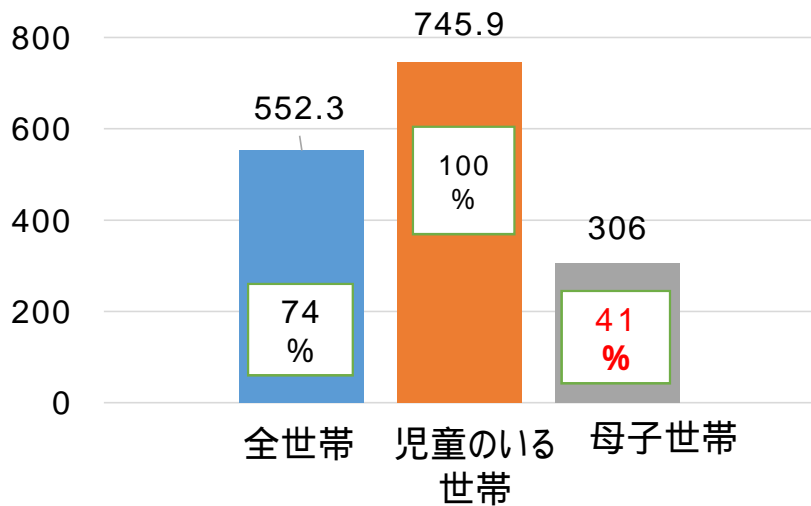
～ 相談業務を通して課題整理を行うその先へ～

- 1 . 本区の概要
- 2 . 本区の相談事業
- 3 . **令和4年度 新規事業**
 - (1) **養育費確保支援事業**
 - (2) 法律相談のオンライン化

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課長

ひとり親を取り巻く状況について

各世帯の平均所得（単位：万円）



厚労省：国民生活基礎調査（R元年）

・養育費の取り決め状況（母子世帯）

取り決めをしている	取り決めをしていない
42.9%	54.2%

< 取り決めをしていない理由 >

- ・相手と関わりたくない
- ・相手に支払う意思がないと思った
- ・相手に支払う能力がないと思った

・養育費の受給状況（母子世帯）

現在も受けている	受けたことがある	受けたことがない
24.3%	15.5%	56.0%

厚労省：全国ひとり親世帯等調査（H28年）

・貧困率の状況

世帯の種類	貧困率
大人が1人の子育て世帯	48.1%
大人が2人以上の子育て世帯	10.7%

厚労省：国民生活基礎調査（R元年）

**養育費を適切に受け取るためには
取り決め段階からの支援が必要**

取決め段階からの支援強化策

令和3年度

相談体制の充実・強化

- 離婚前の初期段階から養育費問題に詳しい弁護士に相談できる体制
- 公正証書にすべき内容を事前に相談
- 相談対応弁護士による適切な継続受任が可能（「法テラス」対応を含む）

令和4年度

養育費確保支援事業の開始

- 養育費に関する取決めの債務名義化を促進（公正証書、調停調書）
- 不払い時には、弁護士による法律相談が受けられることをPR
- 強制執行による養育費確保が可能に

**法律相談と養育費確保支援事業の両輪で
「養育費の取決め・確保」を強力にバックアップ**

本区の養育費確保支援事業（令和4年度開始）

公正証書（強制執行認諾条項付き）による債務名義の作成支援

- 債務名義を獲得するための費用の補助（公証人手数料）

戸籍謄本等の書類取得支援（家庭裁判所の調停、審判、裁判による取り決め）

- 家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の取得費用
- 収入印紙代及び連絡用の郵便切手代

裁判外紛争解決手続き（ADR）の利用に係る支援

- 裁判や調停に加え、ニーズに応じた柔軟な手続きに対応できるよう、民間団体が仲介するADRをひとり親が利用して取り決めを行う際に要する費用（申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用）

国（厚生労働省）・東京都の補助金事業

国：離婚前後親支援モデル事業 （令和元年度より）＜補助率1/2＞

親支援講座	平成元年度～
情報提供	令和元年度～
養育費の履行確保	
・公正証書作成支援	令和2年度～
・認証ADR	令和3年度～
・養育費保証の 保証料支援等	令和3年度～

東京都：養育費確保支援事業 （令和2年7月より）＜補助率1/4＞

- ・国事業実施が前提
R3年度より養育費保証料支援に加え、
公正証書作成支援等まで拡充
令和4年度のみ都補助率1/2



江戸川区：養育費確保支援事業 （令和4年度より開始）

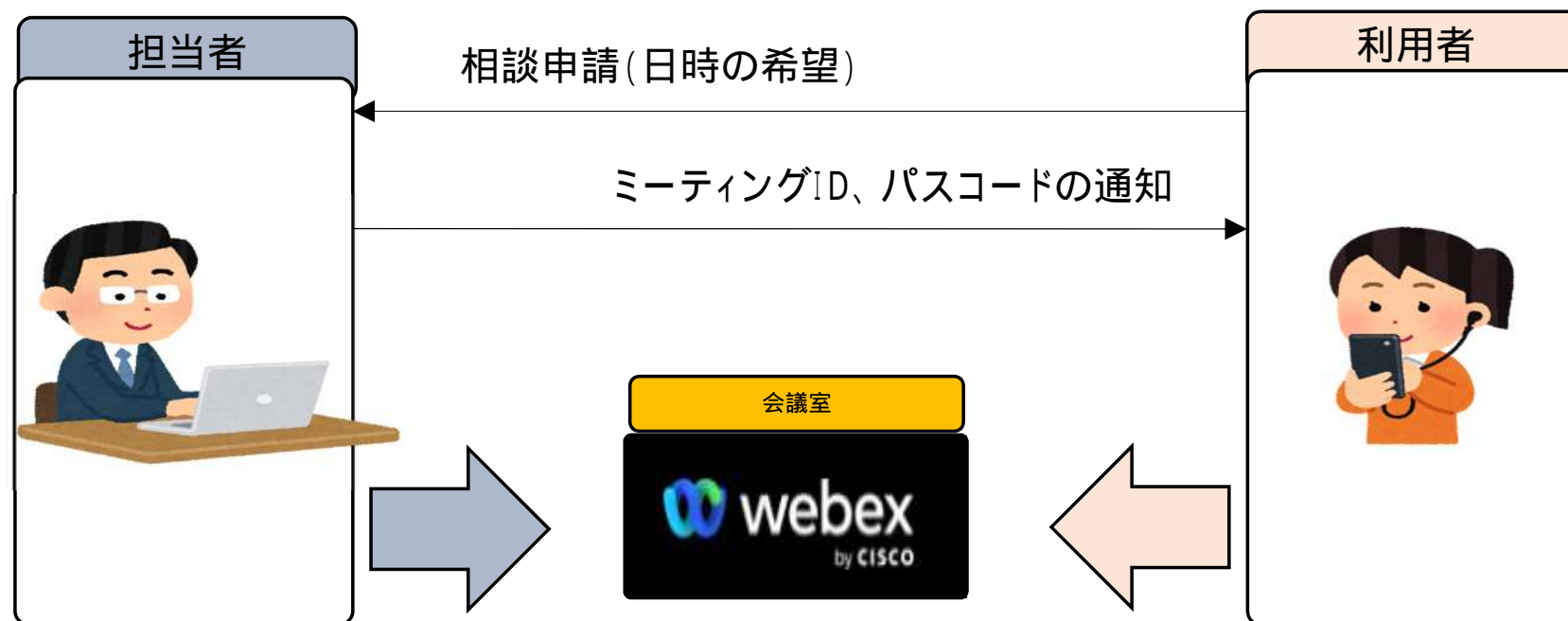
江戸川区における養育費の取組

～ 相談業務を通して課題整理を行うその先へ～

- 1 . 本区の概要
- 2 . 本区の相談事業
- 3 . 令和4年度 新規事業**
 - (1) 養育費確保支援事業
 - (2) 法律相談のオンライン化**

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課長

ひとり親家庭等の負担軽減を図ろう！ 法律相談のオンライン化（令和4年度開始）

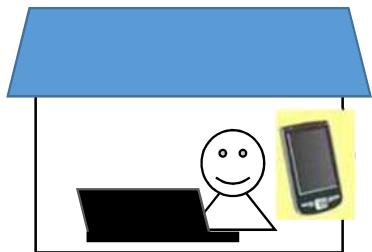


担当者は、相談者の名前とメールアドレスが申請者と同じことを確認し、相談を開始します。

相談者は、申請のときの名前とメールアドレスでミーティングルームに入ります。

相談者自宅からのオンライン相談の概要

事前予約



相談者宅

入力フォームで相談日程の予約

電話で予約

相談日程の連絡
およびweb会議番号の通知到達

区のホームページ内に設置

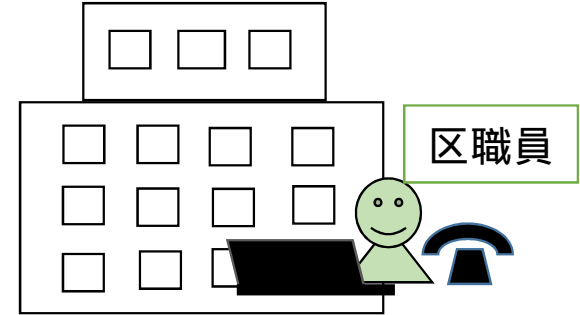
入力フォーム

オンライン相談の説明や注意書き
オンライン相談利用規約の合意(申込み)
・相談者名
・相談内容
・希望日時
第1～3候補

入力フォームの予約確認

相談日程の連絡
およびweb会議番号のPUSH通知設定

オンライン相談のガイドライン
オンライン相談の運用要領

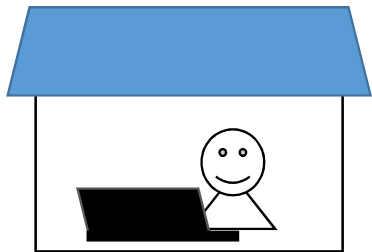


区職員

区施設

予約日程確定

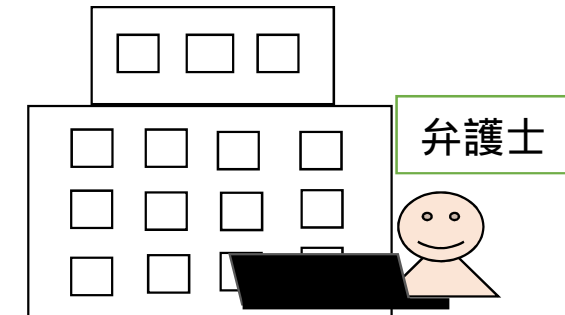
当日



相談者宅

予約した日程・時間に、区役所側が会議番号のミーティングルームを立ち上げて、相談者を招待

決められた時間内で
オンライン相談を行う



弁護士

区施設

まずは、気軽に相談できる弁護士の法律相談や区の相談窓口を設置し、相談者が安心して冷静に課題整理をできる環境を整えることが大切だと考えます。

課題整理をしたその先に、個々の課題に沿った、各種支援事業のご案内や、養育費確保支援事業の説明、関係機関へのつなぎを行うことができます。

現在お困りでない方でも、広く事業を周知することで、
「いざとなったら相談できる場所がある」と
区民に安心を与えられる事業を目指します。

おわり